

敷地の地質・地質構造(コメント回答その14)の第 1043 回審査会合資料において、コメント S2-146, 147 を受けて追加したボーリング孔の位置を示した図に、下表に示す合計 41 ページで誤りが生じた。

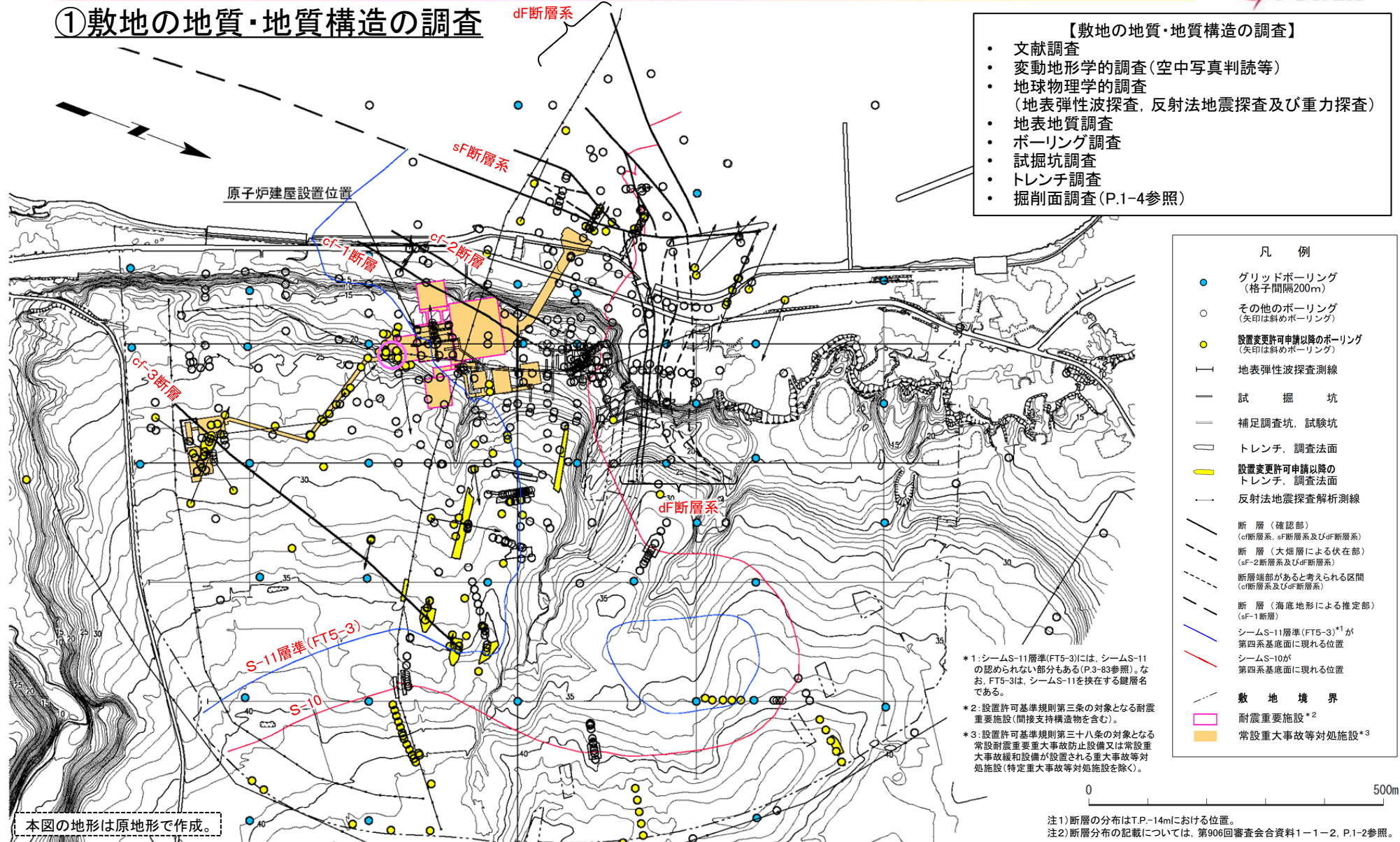
主な誤りの内容及びそれに伴う修正箇所を以下に示す。

- ・ボーリング位置図、シーム分布図及び重要施設側壁地質図において、追加した JS-5 孔及び JS-8 孔の位置の誤りがあった。
- ・上記に伴い、シーム S-11 の分布、風化部下限の位置等に誤りが生じた。
- ・なお、元データである柱状図に誤りはない。

追加ボーリングの位置を示した図に関わる誤りの具体的な内容

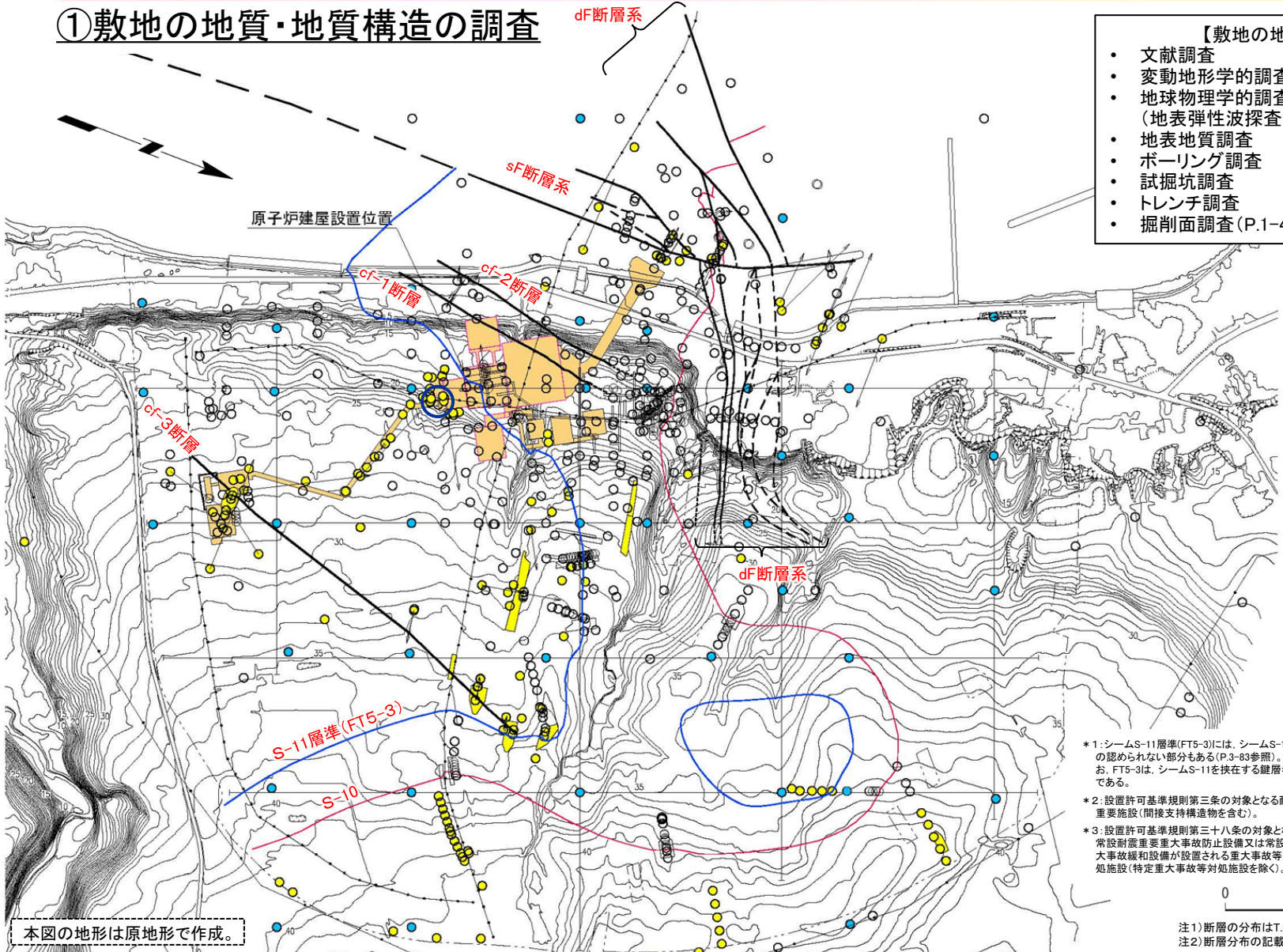
誤りの内容		審査会合資料での該当箇所			正誤比較 ページ	
区分	詳細	区分	誤りのあった ページ	合計 ページ数		
(1) 計画段階の位置にもボーリングを重複して表示していた。	コメント S2-146, 147 を受けて追加した JS-5 孔及び JS-8 孔のボーリング位置を示す際に計画段階の位置にも重複してボーリングを表示していた。	① ボーリング位置図での表示	本編	1-3, 1-6	2	1~4
		(2) 計画段階のボーリング位置を誤って表示していた。	コメント S2-146, 147 を受けて追加した JS-5 孔及び JS-8 孔の計画段階のボーリング位置を誤って表示していた(①, ②, ③)。上記に伴い、シーム S-11 の分布、風化部下限の位置等に誤りが生じた(②, ③)。	① ボーリング位置図での表示	本編	1-4, 3-7, 3-217, 3-221, 3-222, 3-223, 3-234, 3-236, 3-261
補足説明				12-2, 13-18	2	23~26
机上配布				3	1	27~28
② シーム分布図での表示	本編			3-84, 3-86, 3-167, 3-208, 3-209, 3-215, 3-218, 3-219,	8	29~44
補足説明				14-5, 14-6, 14-7, 14-20, 14-26	5	45~54
③ 重要施設側壁地質図での表示	本編	3-220, 3-224, 3-226, 3-228, 3-230, 3-232, 3-262	7	55~68		
	補足説明	13-32	1	69~70		
	上記②及び③の修正の反映	本編	(4), (5), (6), (7), (9), (11)	6	71~82	

①敷地の地質・地質構造の調査



「敷地の地質・地質構造の調査」として、文献調査、変動地形学的調査、地球物理学的調査、地表地質調査、グリッドボーリング等を行い、断層地形の可能性がある地形及び地すべり地形の有無を確認するとともに、地質・地質構造を把握することにより、震源として考慮する活断層の有無を確認する。

①敷地の地質・地質構造の調査



- 【敷地の地質・地質構造の調査】
- 文献調査
 - 変動地形学的調査(空中写真判読等)
 - 地球物理学的調査(地表弾性波探査, 反射法地震探査及び重力探査)
 - 地表地質調査
 - ボーリング調査
 - 試掘坑調査
 - トレンチ調査
 - 掘削面調査(P.1-4参照)

凡 例	
●	グリッドボーリング(格子間隔200m)
○	その他のボーリング(矢印は斜めボーリング)
●	設置変更許可申請以降のボーリング(矢印は斜めボーリング)
—	地表弾性波探査測線
—	試掘坑
—	補足調査坑, 試験坑
—	トレンチ, 調査法面
—	設置変更許可申請以降のトレンチ, 調査法面
—	反射法地震探査解析測線
—	断層(確認部)(cf断層系, sF断層系及びdF断層系)
—	断層(大畑層による伏在部)(sF-2断層系及びdF断層系)
—	断層端部があると考えられる区間(cf断層系及びdF断層系)
—	断層(海底地形による推定部)(sF-1断層)
—	シームS-11層準(FT5-3) ^{*1} が第四系基底面に現れる位置
—	シームS-10が第四系基底面に現れる位置
—	敷地境界
□	耐震重要施設 ^{*2}
□	常設重大事故等対処施設 ^{*3}

*1: シームS-11層準(FT5-3)には、シームS-11の認められない部分もある(P.3-83参照)。なお、FT5-3は、シームS-11を挟む層名である。
 *2: 設置許可基準規則第三条の対象となる耐震重要施設(間接支持構造物を含む)。
 *3: 設置許可基準規則第三十八条の対象となる常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く)。

本図の地形は原地形で作成。

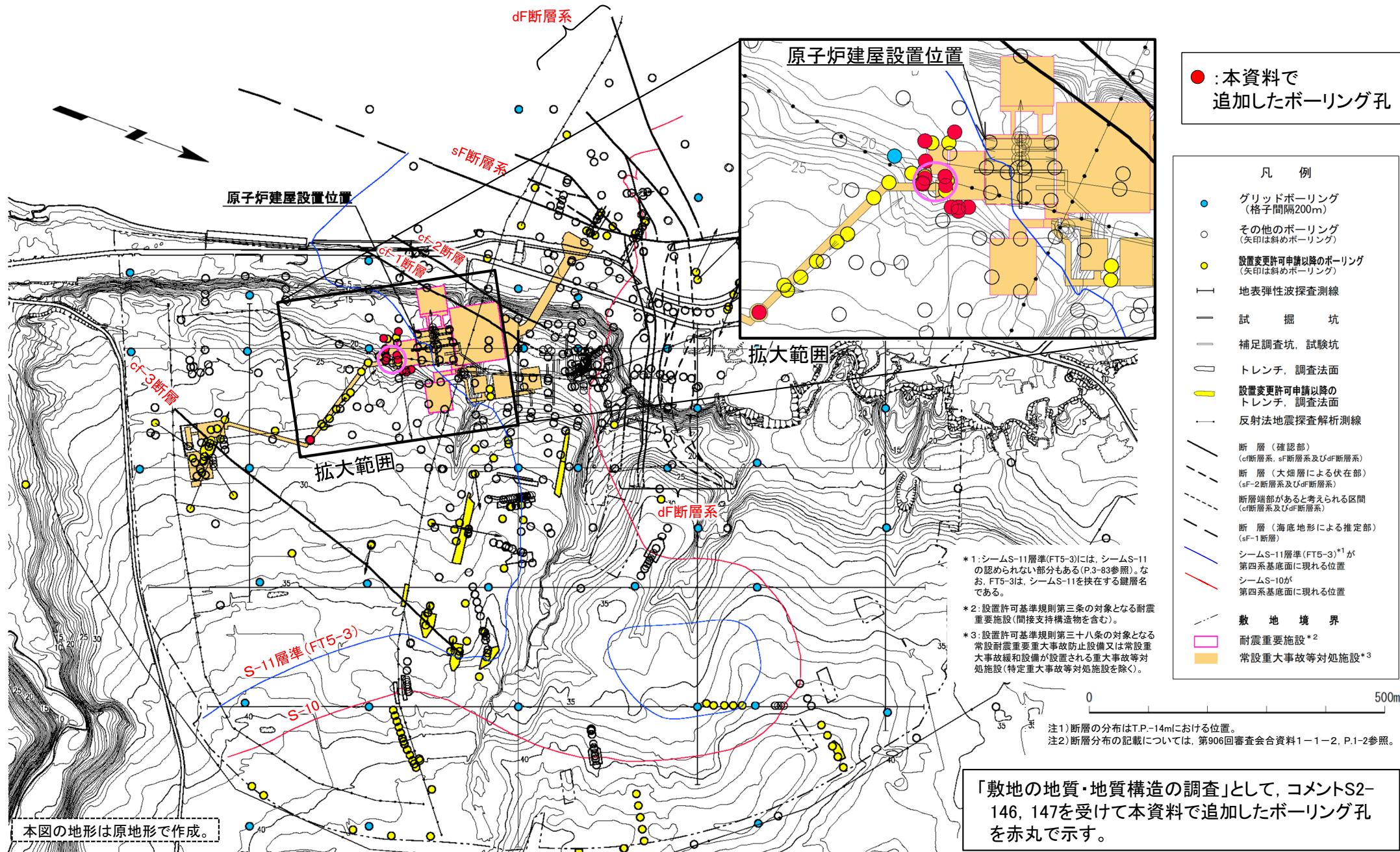
注1)断層の分布はT.P-14mにおける位置。
 注2)断層分布の記載については、第906回審査会合資料1-1-2, P.1-2参照。

「敷地の地質・地質構造の調査」として、文献調査、変動地形学的調査、地球物理学的調査、地表地質調査、グリッドボーリング等を行い、断層地形の可能性がある地形及び地すべり地形の有無を確認するとともに、地質・地質構造を把握することにより、震源として考慮する活断層の有無を確認する。

○: 誤りの箇所

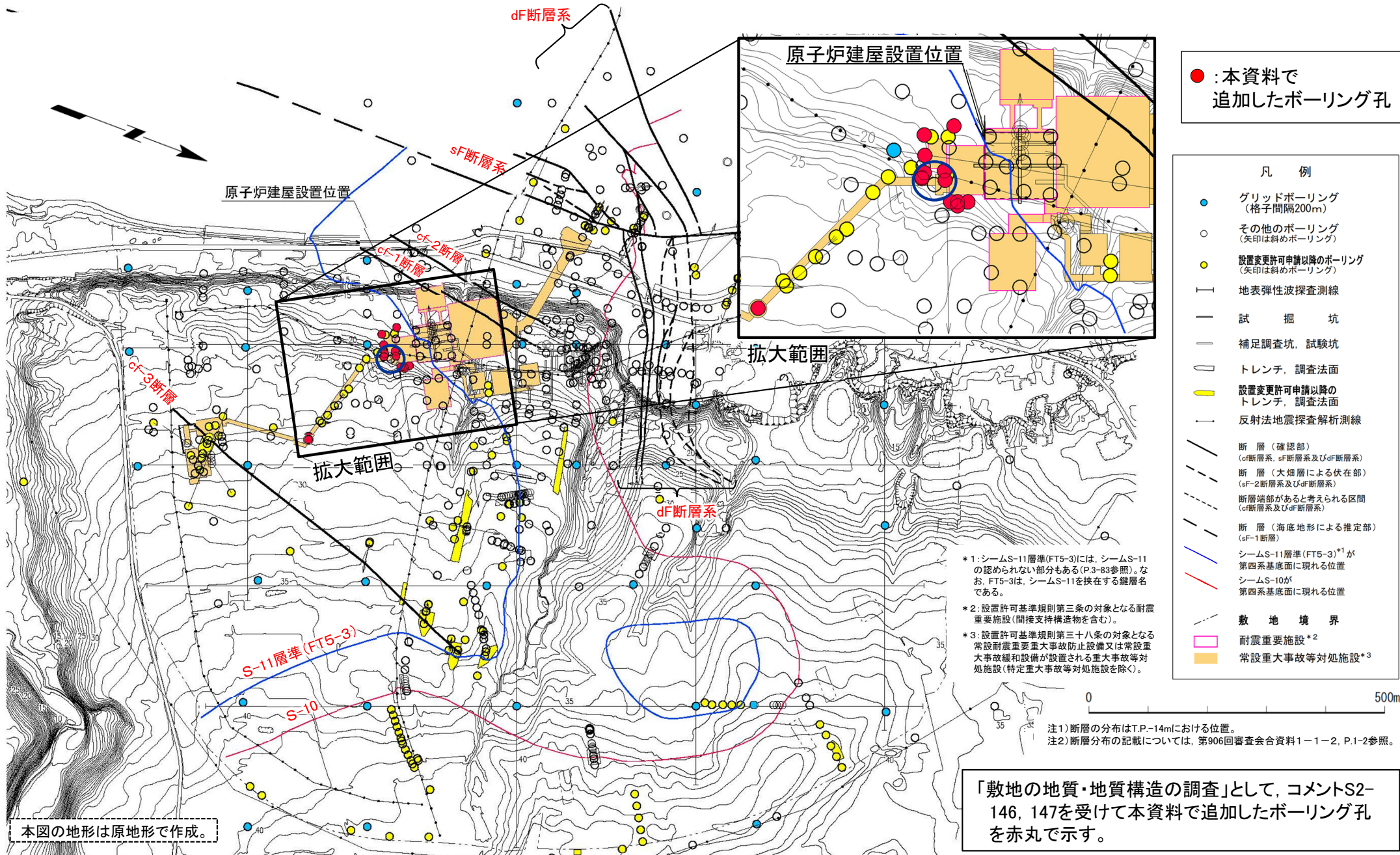


〈参考〉敷地の地質・地質構造の調査: 本資料で追加したボーリング孔



「敷地の地質・地質構造の調査」として、コメントS2-146, 147を受けて本資料で追加したボーリング孔を赤丸で示す。

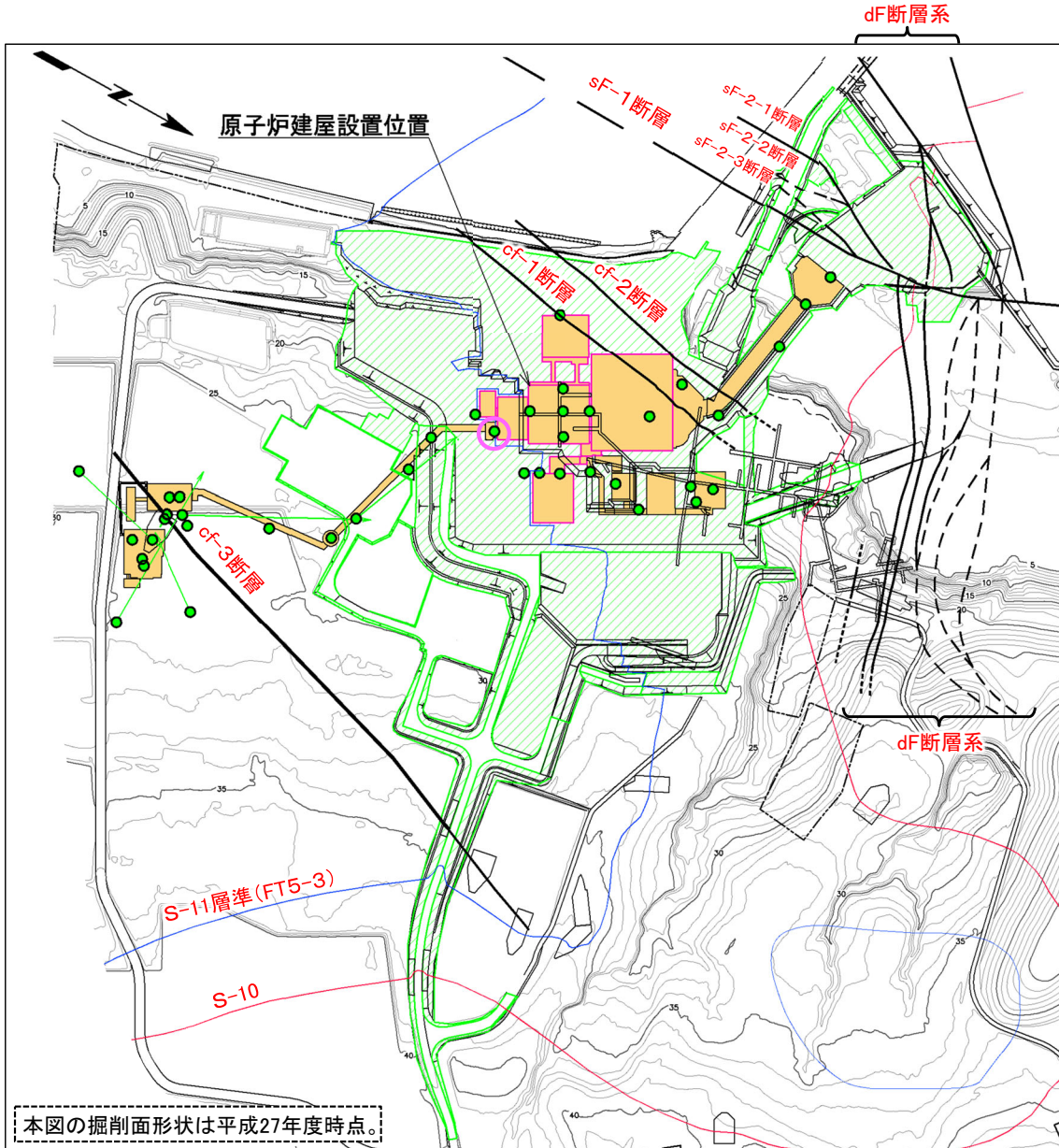
〈参考〉敷地の地質・地質構造の調査: 本資料で追加したボーリング孔



「敷地の地質・地質構造の調査」として、コメントS2-146, 147を受けて本資料で追加したボーリング孔を赤丸で示す。

②重要な安全機能を有する施設の基礎地盤の調査

凡 例



	掘削面地質調査範囲(法面及び底盤)
	基礎地盤確認ボーリング (矢印は斜めボーリング)
	断層(確認部) (cf断層系, sF断層系及びdF断層系)
	断層(大畑層による伏在部) (sF-2断層系及びdF断層系)
	断層端部があると考えられる区間 (cf断層系及びdF断層系)
	断層(海底地形による推定部) (sF-1断層)
	シームS-11層準(FT5-3)*1が 第四系基底面, 掘削面等に現れる位置
	シームS-10が 第四系基底面, 掘削面等に現れる位置
	敷地境界
	耐震重要施設*2
	常設重大事故等対処施設*3

*1: シームS-11層準(FT5-3)には, シームS-11の認められない部分もある(P.3-83参照)。なお, FT5-3は, シームS-11を挟む鍵層名である。
*2: 設置許可基準規則第三条の対象となる耐震重要施設(間接支持構造物を含む)。
*3: 設置許可基準規則第三十八条の対象となる常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く)。

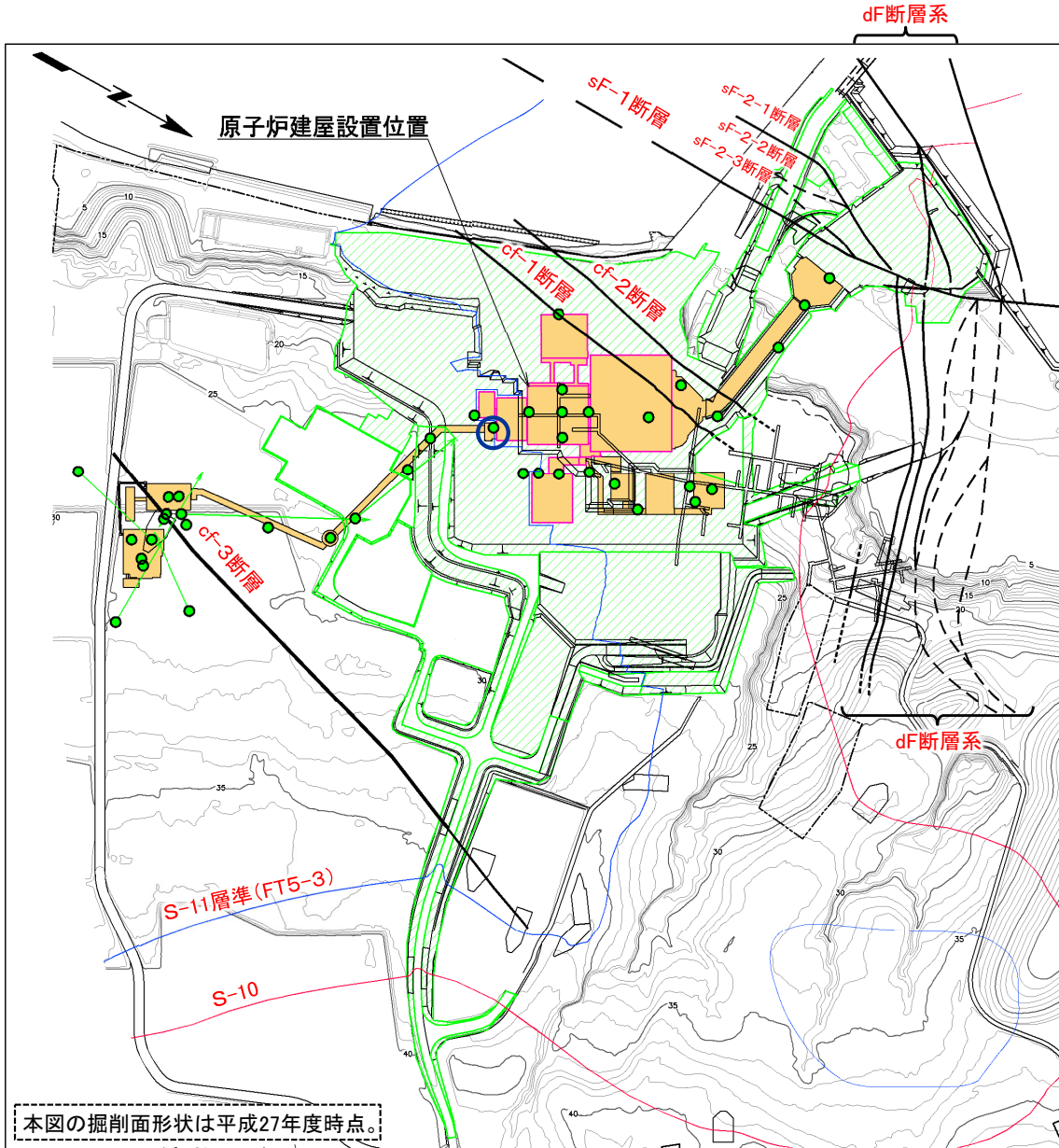
注)断層の分布はT.P.-14mにおける位置。

「重要な安全機能を有する施設の基礎地盤の調査」として, 基礎地盤確認ボーリング, 試掘坑調査及び掘削面調査を行い, 将来活動する可能性のある断層等の有無を確認する。



②重要な安全機能を有する施設の基礎地盤の調査

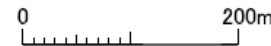
凡 例



	掘削面地質調査範囲(法面及び底盤)
	基礎地盤確認ボーリング (矢印は斜めボーリング)
	断層(確認部) (cf断層系, sF断層系及びdF断層系)
	断層(大畑層による伏在部) (sF-2断層系及びdF断層系)
	断層端部があると考えられる区間 (cf断層系及びdF断層系)
	断層(海底地形による推定部) (sF-1断層)
	シームS-11層準(FT5-3)*1が 第四系基底面, 掘削面等に現れる位置
	シームS-10が 第四系基底面, 掘削面等に現れる位置
	敷地境界
	耐震重要施設*2
	常設重大事故等対処施設*3

- *1: シームS-11層準(FT5-3)には, シームS-11の認められない部分もある(P.3-83参照)。なお, FT5-3は, シームS-11を挟む鍵層名である。
- *2: 設置許可基準規則第三条の対象となる耐震重要施設(間接支持構造物を含む)。
- *3: 設置許可基準規則第三十八条の対象となる常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く)。

注)断層の分布はT.P.-14mにおける位置。



本図の掘削面形状は平成27年度時点

「重要な安全機能を有する施設の基礎地盤の調査」として, 基礎地盤確認ボーリング, 試掘坑調査及び掘削面調査を行い, 将来活動する可能性のある断層等の有無を確認する。

誤 3.1.1 シームの認定(1/4)

敷地のシーム調査位置図

凡例

- ボーリング
(矢印は斜めボーリング)
- 試掘坑
- 補足調査坑, 試験坑
- トレンチ, 調査法面
- シームS-11層準(FT5-3)*が第四系基底面に現れる位置
- シームS-10が第四系基底面に現れる位置
- 断層(確認部)
(cf断層系, sF断層系及びdF断層系)
- 断層(大畑層による伏在部)
(sF-2断層系)
- 断層端部があると考えられる区間
(cf断層系)
- 断層(海底地形による推定部)
(sF-1断層)
- 重力異常図から推定した
デイサイト貫入岩の分布範囲
- 敷地境界
- X X' 断面図位置



*: シームS-11層準(FT5-3)には、シームS-11の認められない部分もある(P.3-83参照)。なお、FT5-3は、シームS-11を挟む鍵層名である。

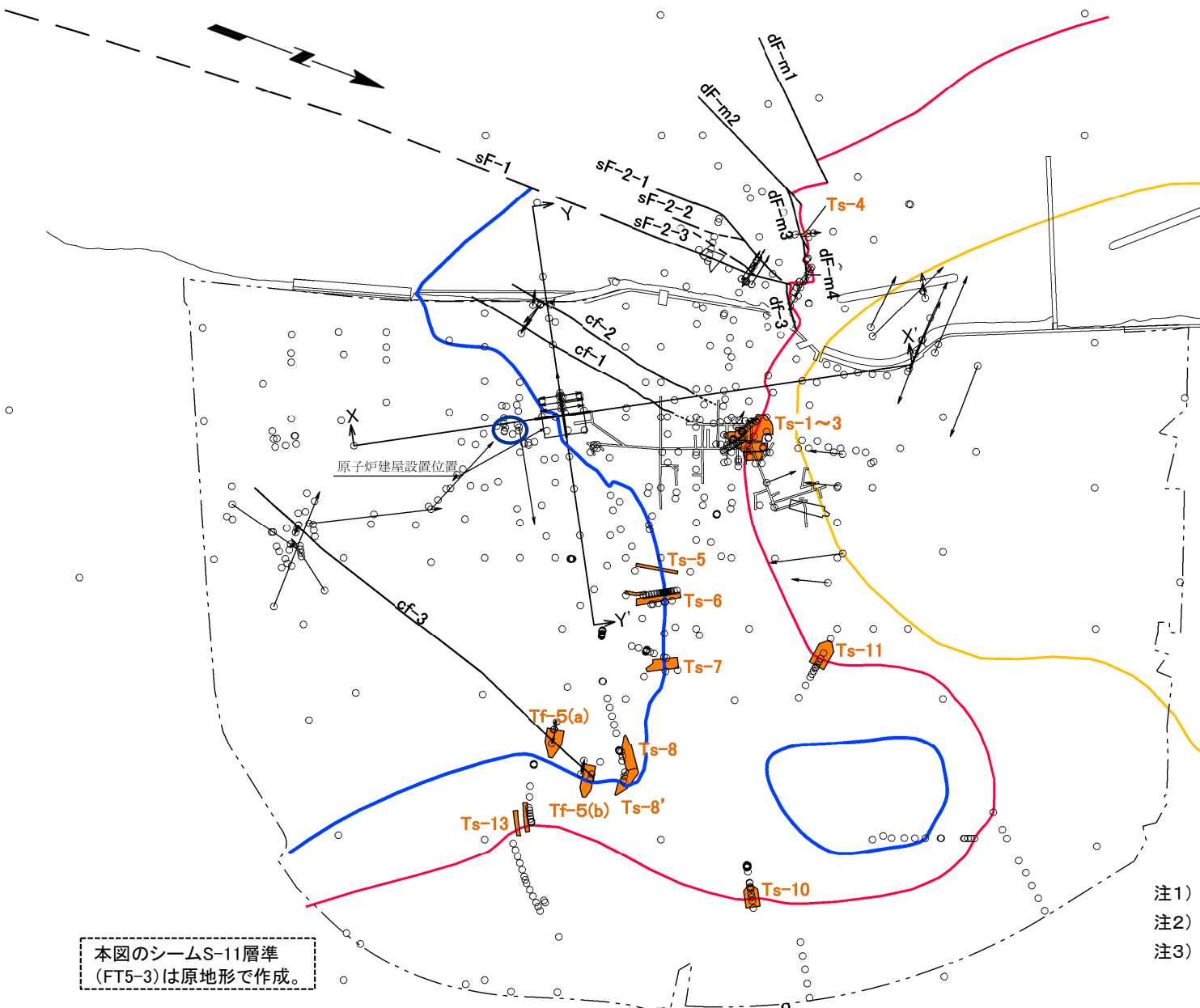
- 注1) 断層位置はシーム分布域のみ表示した。
- 注2) シームの位置はシームを挟む細粒凝灰岩の分布に基づく。
- 注3) 海域のdF断層系の断層については、個別の断層名を区別せずに扱うが、識別する必要がある場合を踏まえ、dF-m1～dF-m4断層として記載する。

本図のシームS-11層準(FT5-3)は原地形で作成。

ボーリング, 補足調査坑, トレンチ等によりシームの分布・性状等を調査した。

敷地のシーム調査位置図

凡例



- ボーリング
(矢印は斜めボーリング)
- 試掘坑
- 補足調査坑, 試験坑
- トレンチ, 調査法面
- シームS-11層準(FT5-3)*が第四系基底面に現れる位置
- シームS-10が第四系基底面に現れる位置
- 断層(確認部)
(cf断層系, sF断層系及びdF断層系)
- 断層(大畑層による伏在部)
(sF-2断層系)
- 断層端部があると考えられる区間
(cf断層系)
- 断層(海底地形による推定部)
(sF-1断層)
- 重力異常図から推定した
デイサイト貫入岩の分布範囲
- 敷地境界
- X X' 断面図位置

本図のシームS-11層準(FT5-3)は原地形で作成。

*: シームS-11層準(FT5-3)には、シームS-11の認められない部分もある(P.3-83参照)。なお、FT5-3は、シームS-11を挟む鍵層名である。

- 注1) 断層位置はシーム分布域のみ表示した。
- 注2) シームの位置はシームを挟む細粒凝灰岩の分布に基づく。
- 注3) 海域のdF断層系の断層については、個別の断層名を区別せずに扱うが、識別する必要がある場合を踏まえ、dF-m1~dF-m4断層として記載する。

ボーリング, 補足調査坑, トレンチ等によりシームの分布・性状等を調査した。

3.3.4 重要施設の基礎地盤に分布するシームS-11の評価(10/58)

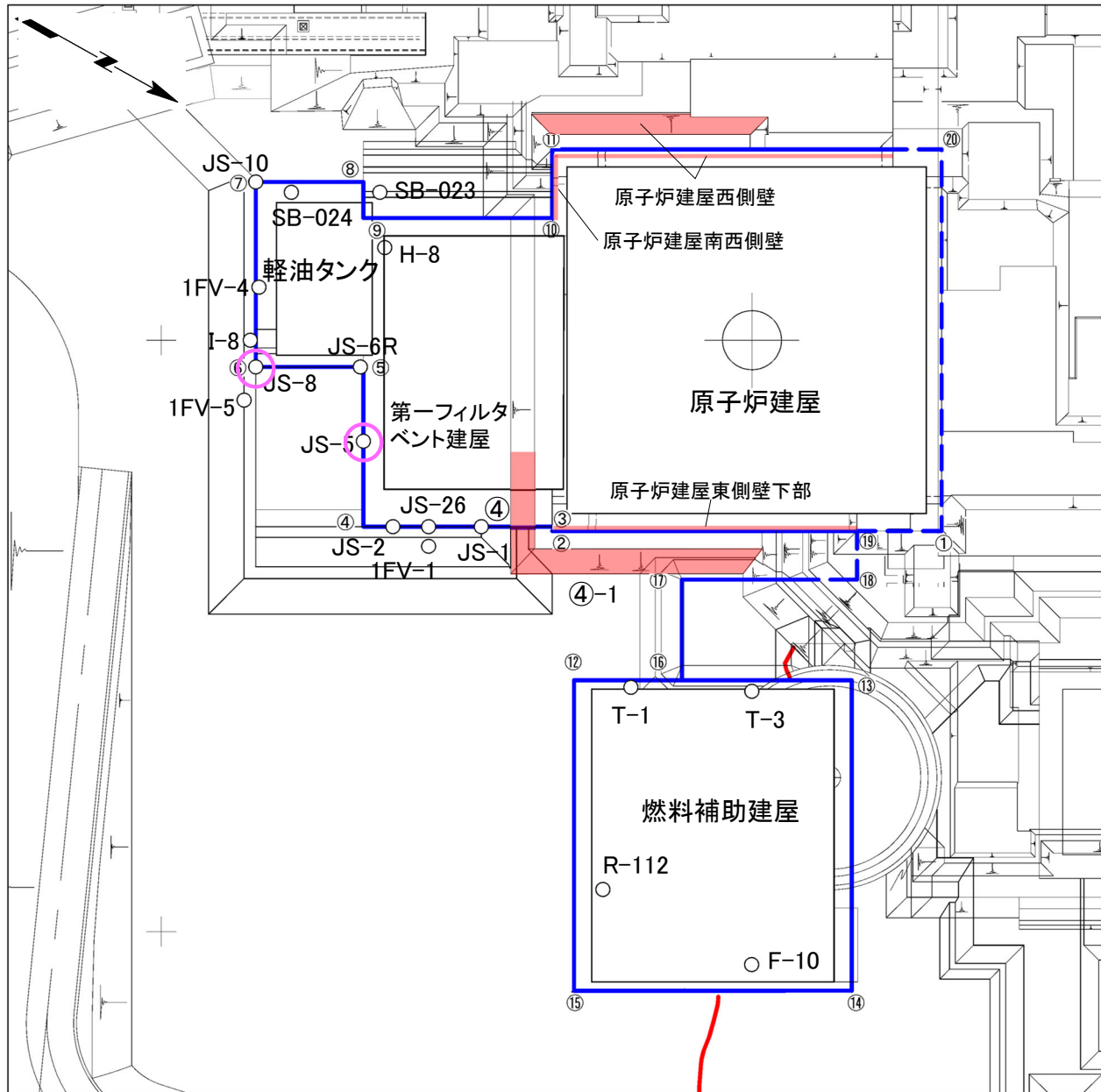
(1) 重要施設の基礎地盤に分布するシームS-11と風化部との地質観察に基づく位置関係(9/29)

○: 誤りの箇所

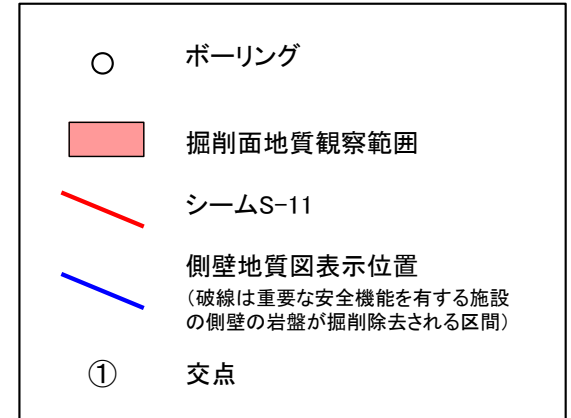


誤 側壁地質図表示位置

第1043回審査会合
資料1-1-1 P.3-217 加筆



凡例



- 重要な安全機能を有する施設の基礎地盤(側面)の側壁地質図の表示位置を示す。
- また、重要な安全機能を有する施設の基礎地盤の調査で、側壁地質図の検討に使用したボーリング孔の位置及び掘削面地質観察範囲を示す。
- 岩盤性状の分析(P.3-261参照)に用いた試料を採取したボーリング孔(1FV-1孔及び1FV-5孔)の位置についても参考に示す。

0 40m

3.3.4 重要施設の基礎地盤に分布するシームS-11の評価(10/58)

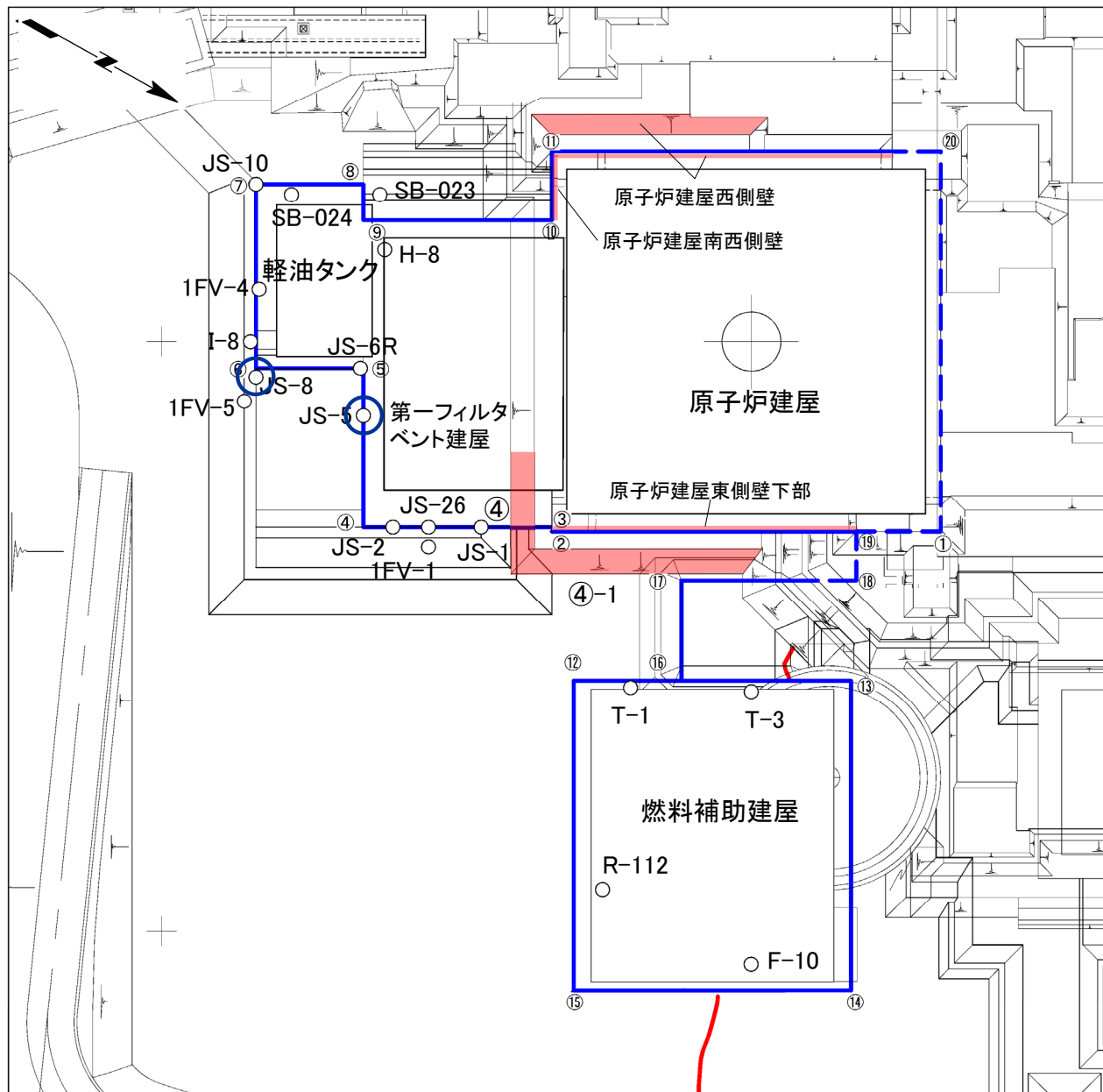
(1) 重要施設の基礎地盤に分布するシームS-11と風化部との地質観察に基づく位置関係(9/29)

○: 正しく修正した箇所

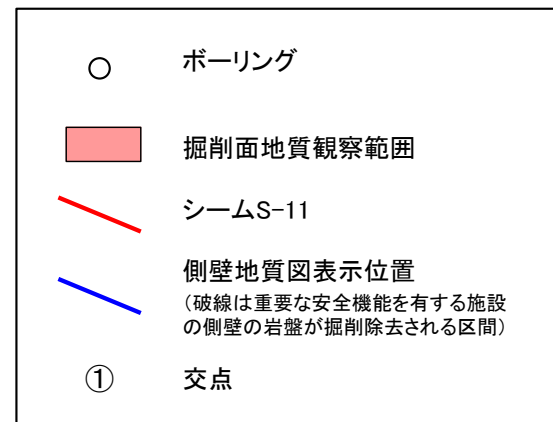


正 側壁地質図表示位置

第1043回審査会合
資料1-1-1 P.3-217 修正



凡例



- 重要な安全機能を有する施設の基礎地盤(側面)の側壁地質図の表示位置を示す。
- また、重要な安全機能を有する施設の基礎地盤の調査で、側壁地質図の検討に使用したボーリング孔の位置及び掘削面地質観察範囲を示す。
- 岩盤性状の分析(P.3-261参照)に用いた試料を採取したボーリング孔(1FV-1孔及び1FV-5孔)の位置についても参考に示す。

0 40m

3.3.4 重要施設の基礎地盤に分布するシームS-11の評価(14/58)

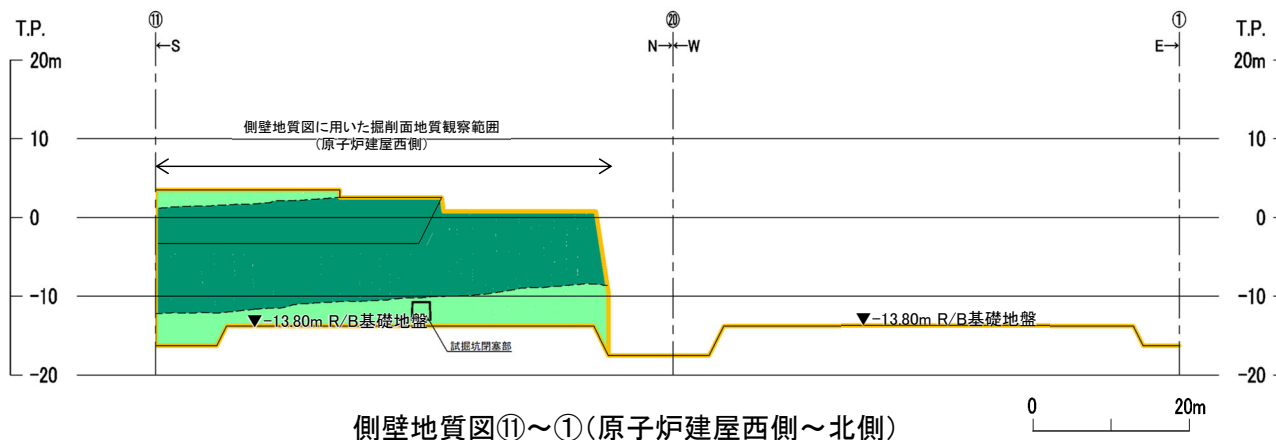
(1) 重要施設の基礎地盤に分布するシームS-11と風化部との地質観察に基づく位置関係(13/29)



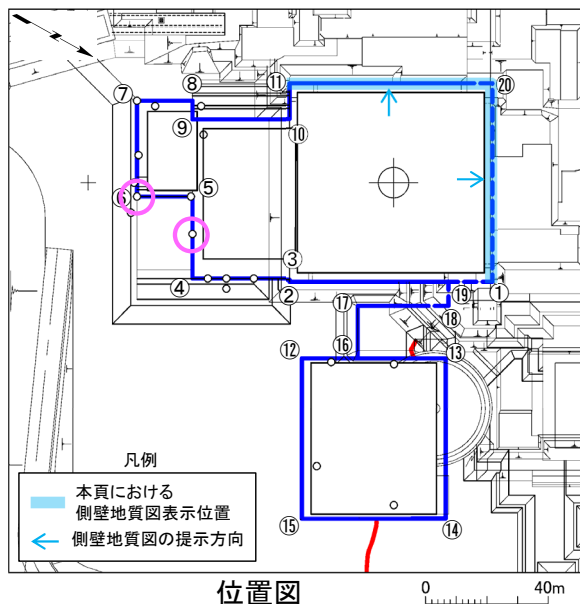
誤 重要施設付近の側壁地質図(2/4)

第1043回審査会合
資料1-1-1 P.3-221 加筆

コメントNo.S2-146



側壁地質図⑪～①(原子炉建屋西側～北側)



凡例

第四紀	ローム層、段丘堆積物	ボーリング孔のシームS-11
新第三紀	淡灰色火山礫凝灰岩	①シームS-11有り
	凝灰角礫岩	②シームS-11なし (細粒凝灰岩有り)
中新世	風化部	③シームS-11なし (細粒凝灰岩なし)
易国間層	地質境界	ボーリング
上部層	基礎地盤	①シームS-11有り
	風化部下限	②シームS-11なし (細粒凝灰岩有り)
		③シームS-11なし (細粒凝灰岩なし)

注) 各建屋の略称は、R/B:原子炉建屋。

重要な安全機能を有する施設の基礎地盤(側面)の側壁地質図では、シームS-11及び風化部は分布しない。

3.3.4 重要施設の基礎地盤に分布するシームS-11の評価(14/58)

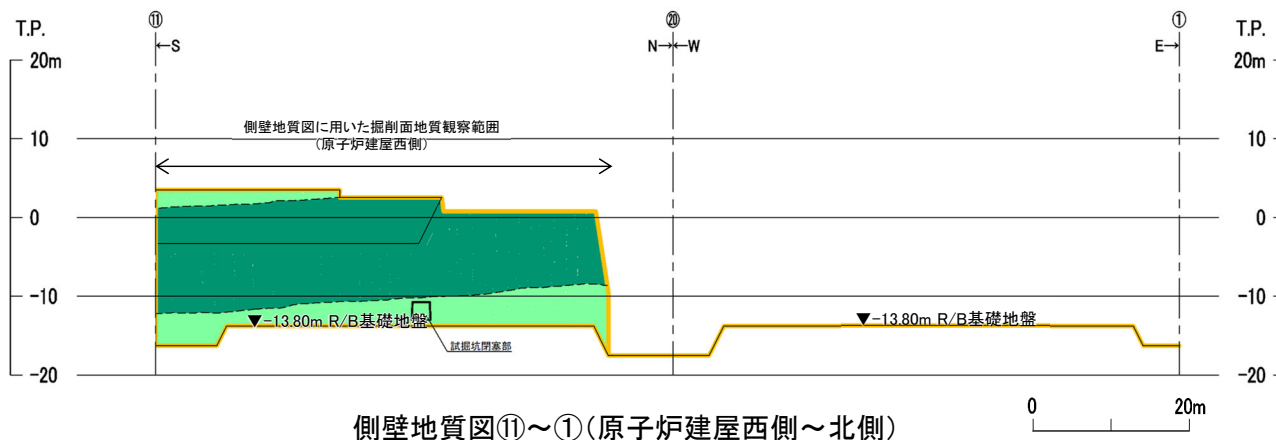
(1) 重要施設の基礎地盤に分布するシームS-11と風化部との地質観察に基づく位置関係(13/29) ○: 正しく修正した箇所



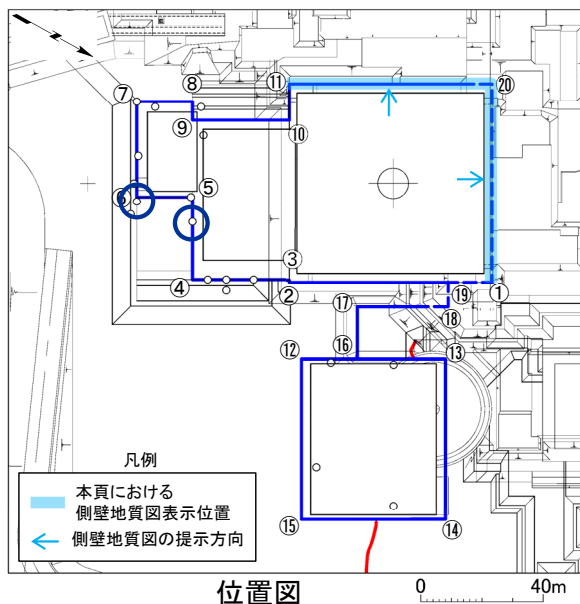
正 重要施設付近の側壁地質図(2/4)

第1043回審査会合
資料1-1-1 P.3-221 修正

コメントNo.S2-146



側壁地質図①①~①(原子炉建屋西側~北側)



凡例

第四紀	ローム層、段丘堆積物	ボーリング孔のシームS-11
新第三紀	淡灰色火山礫凝灰岩	①シームS-11有り
	凝灰角礫岩	②シームS-11なし (細粒凝灰岩有り)
	風化部	③シームS-11なし (細粒凝灰岩なし)
中新世	易国間層	ボーリング
上部層	地質境界	①シームS-11有り
	基礎地盤	②シームS-11なし (細粒凝灰岩有り)
	風化部下限	③シームS-11なし (細粒凝灰岩なし)

注) 各建屋の略称は、R/B:原子炉建屋。

重要な安全機能を有する施設の基礎地盤(側面)の側壁地質図では、シームS-11及び風化部は分布しない。

3.3.4 重要施設の基礎地盤に分布するシームS-11の評価(15/58)

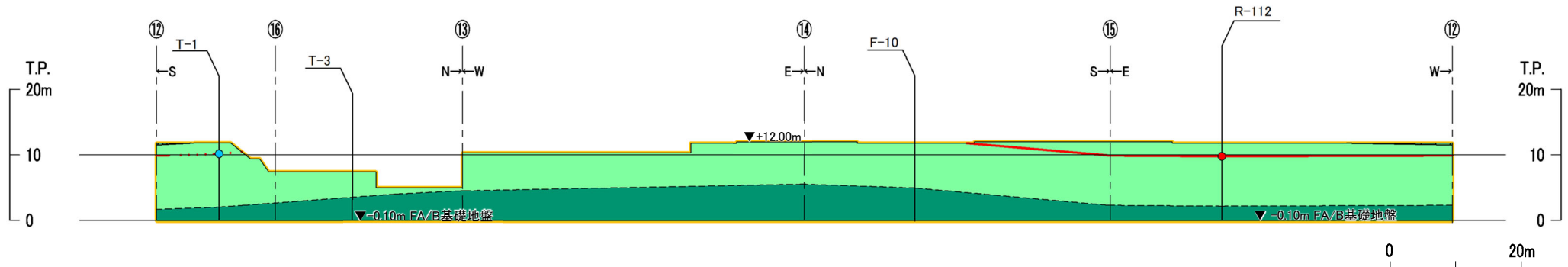
(1) 重要施設の基礎地盤に分布するシームS-11と風化部との地質観察に基づく位置関係(14/29) ○: 誤りの箇所



誤 重要施設付近の側壁地質図(3/4)

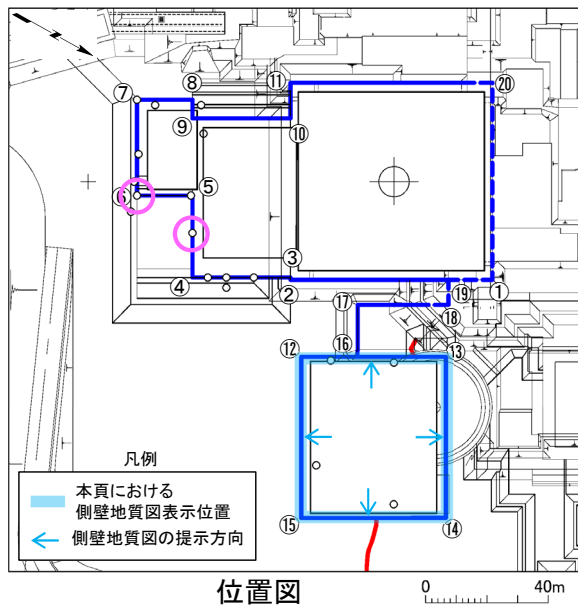
第1043回審査会合
資料1-1-1 P.3-222 加筆

コメントNo.S2-146

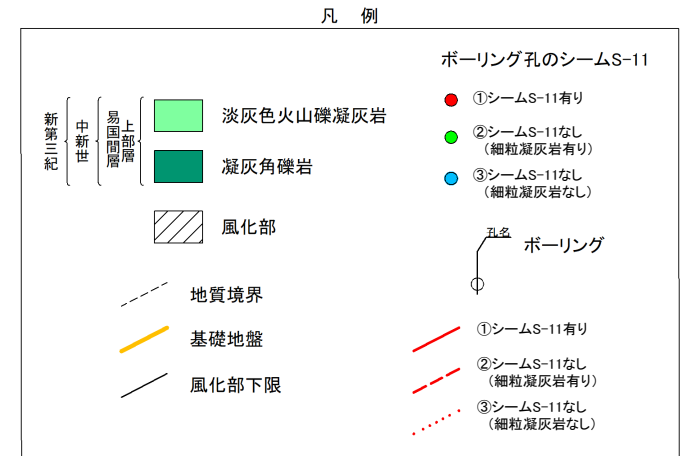


側壁地質図⑫～⑭(燃料補助建屋西側～北側)

側壁地質図⑭～⑫(燃料補助建屋東側～南側)



注1) 各建屋の略称は、FA/B:燃料補助建屋。
注2) 断面図でシームS-11が屈曲して見える部分については、断面方向が変化することによるものであり、シームS-11の変位・変形によるものではない。



重要な安全機能を有する施設の基礎地盤(側面)の側壁地質図では、淡灰色火山礫凝灰岩の風化部はほとんど分布せず、シームS-11は淡灰色火山礫凝灰岩の新鮮部に分布することが確認される。

3.3.4 重要施設の基礎地盤に分布するシームS-11の評価(15/58)

(1) 重要施設の基礎地盤に分布するシームS-11と風化部との地質観察に基づく位置関係(14/29) ○:正しく修正した箇所

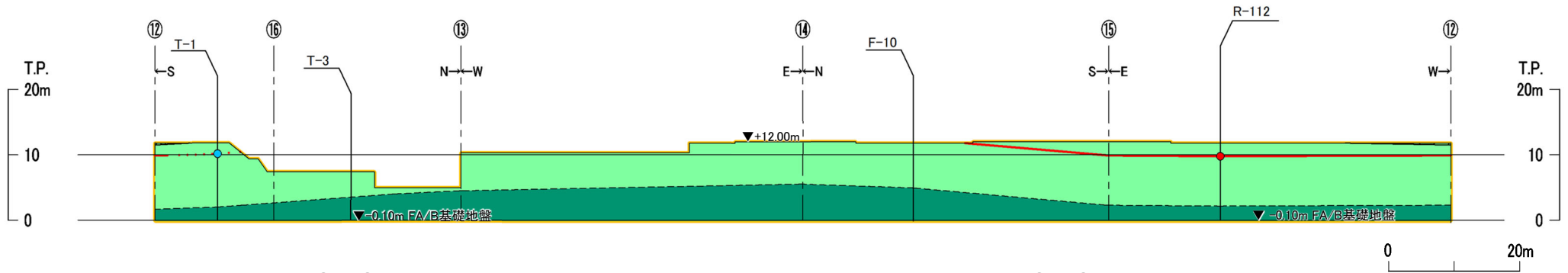


正

重要施設付近の側壁地質図(3/4)

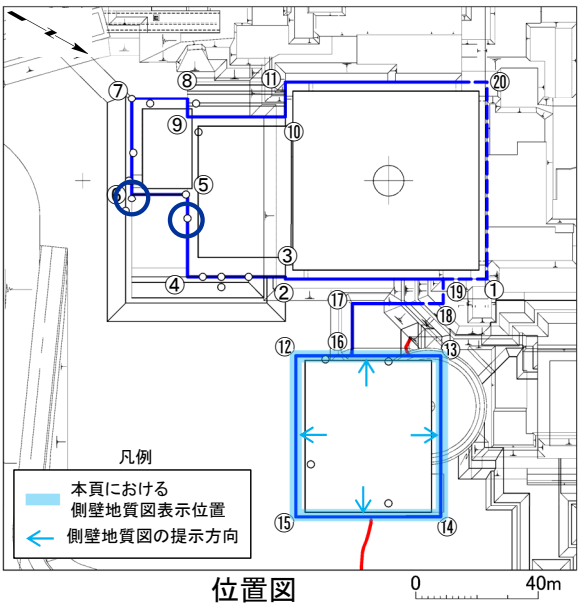
第1043回審査会合
資料1-1-1 P.3-222 修正

コメントNo.S2-146



側壁地質図⑫～⑭(燃料補助建屋西側～北側)

側壁地質図⑭～⑫(燃料補助建屋東側～南側)



注1) 各建屋の略称は、FA/B:燃料補助建屋。
注2) 断面図でシームS-11が屈曲して見える部分については、断面方向が変化することによるものであり、シームS-11の変位・変形によるものではない。

凡 例

新第三紀 中新世 易国間層 上部層		淡灰色火山礫凝灰岩	ボーリング孔のシームS-11 ● ①シームS-11有り ● ②シームS-11なし(細粒凝灰岩有り) ● ③シームS-11なし(細粒凝灰岩なし)
		凝灰角礫岩	
		風化部	〇 ボーリング ①シームS-11有り ②シームS-11なし(細粒凝灰岩有り) ③シームS-11なし(細粒凝灰岩なし)
		地質境界	
		基礎地盤	
		風化部下限	

重要な安全機能を有する施設の基礎地盤(側面)の側壁地質図では、淡灰色火山礫凝灰岩の風化部はほとんど分布せず、シームS-11は淡灰色火山礫凝灰岩の新鮮部に分布することが確認される。

3.3.4 重要施設の基礎地盤に分布するシームS-11の評価(16/58)

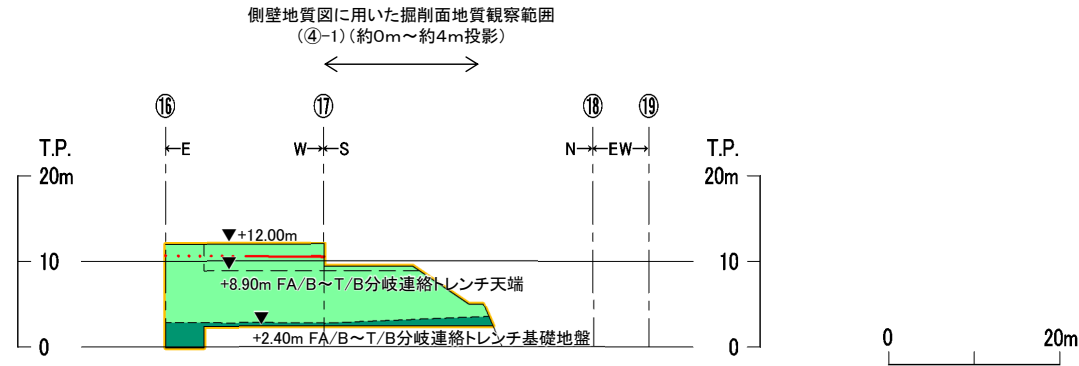
(1) 重要施設の基礎地盤に分布するシームS-11と風化部との地質観察に基づく位置関係(15/29) ○: 誤りの箇所



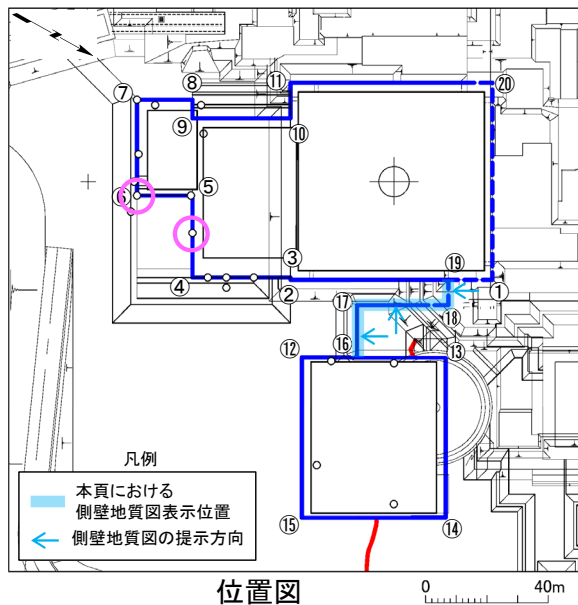
誤 重要施設付近の側壁地質図(4/4)

第1043回審査会合
資料1-1-1 P.3-223 加筆

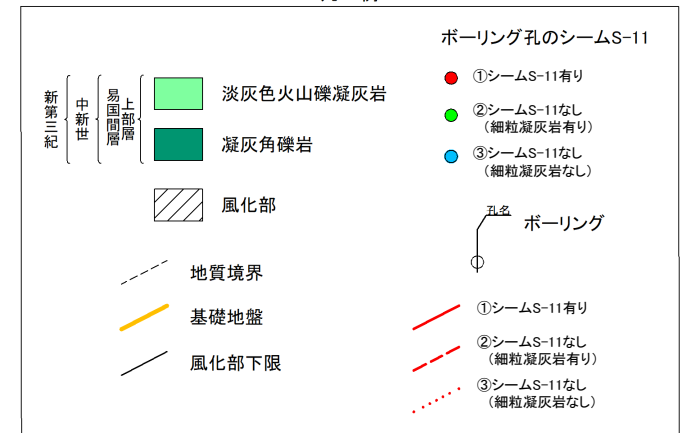
コメントNo.S2-146



側壁地質図⑬~⑯(燃料補助建屋~タービン建屋分岐連絡トレンチ)



凡例



- 注1) 各建屋の略称は、FA/B:燃料補助建屋、T/B:タービン建屋。
- 注2) ⑬~⑭におけるFA/B~T/B分岐連絡トレンチの⑭でシームS-11が途切れているが、これはFA/B~T/B分岐連絡トレンチ等の掘削により岩盤が除去されたためである。掘削面が⑭の北方へ回り込んだ先にシームS-11は分布しないため検討対象外とする。
- 注3) 断面図でシームS-11が屈曲して見える部分については、シームS-11の走向や断面方向が変化することによるものであり、シームS-11の変位・変形によるものではない。

重要な安全機能を有する施設の基礎地盤(側面)の側壁地質図では、淡灰色火山礫凝灰岩の風化部はほとんど分布せず、シームS-11は淡灰色火山礫凝灰岩の新鮮部に分布することが確認される。

3.3.4 重要施設の基礎地盤に分布するシームS-11の評価(16/58)

(1) 重要施設の基礎地盤に分布するシームS-11と風化部との地質観察に基づく位置関係(15/29) ○: 正しく修正した箇所

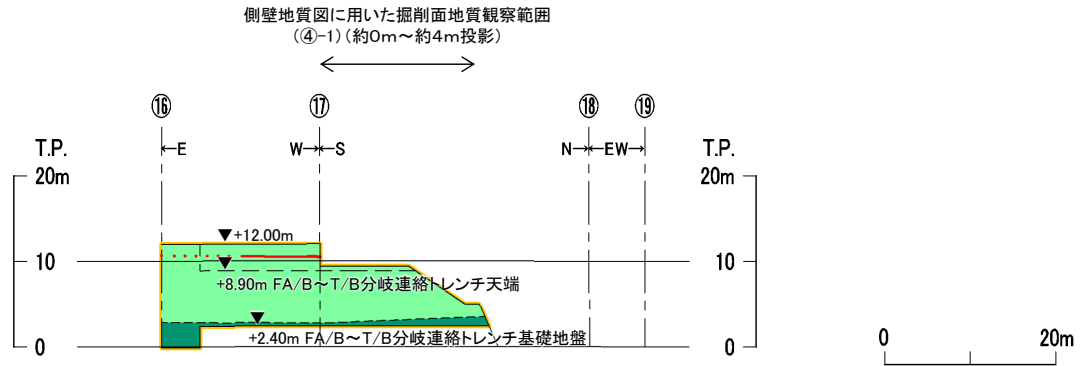


正

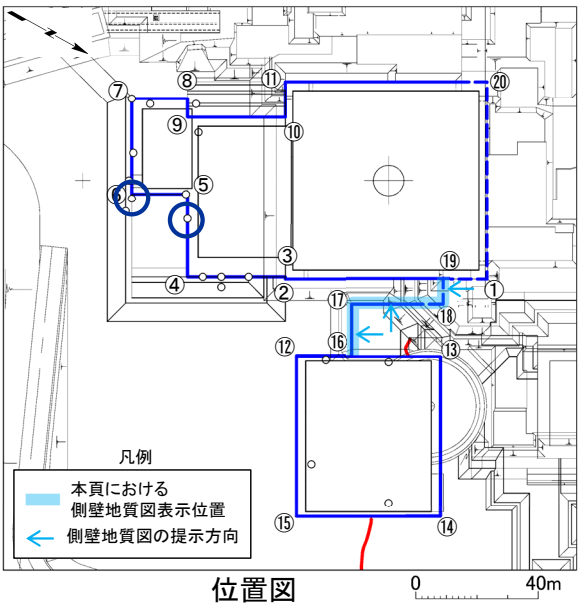
重要施設付近の側壁地質図(4/4)

第1043回審査会合
資料1-1-1 P.3-223 修正

コメントNo.S2-146



側壁地質図①⑥~①⑨(燃料補助建屋~タービン建屋分岐連絡トレンチ)



凡 例

新第三紀 { 中新世 { 易 { 上部層	 淡灰色火山礫凝灰岩	ボーリング孔のシームS-11 ● ①シームS-11有り ● ②シームS-11なし (細粒凝灰岩有り) ● ③シームS-11なし (細粒凝灰岩なし)	
	 凝灰角礫岩		凡 例 ○ 凡例 ○ ボーリング ○
	 風化部		
--- 地質境界	 基礎地盤	--- ①シームS-11有り --- ②シームS-11なし (細粒凝灰岩有り) --- ③シームS-11なし (細粒凝灰岩なし)	
--- 風化部下限	---		

- 注1) 各建屋の略称は、FA/B: 燃料補助建屋、T/B: タービン建屋。
- 注2) ①⑥~①⑦におけるFA/B~T/B分岐連絡トレンチの①⑦でシームS-11が途切れているが、これはFA/B~T/B分岐連絡トレンチ等の掘削により岩盤が除去されたためである。掘削面が①⑦の北方へ回り込んだ先にシームS-11は分布しないため検討対象外とする。
- 注3) 断面図でシームS-11が屈曲して見える部分については、シームS-11の走向や断面方向が変化することによるものであり、シームS-11の変位・変形によるものではない。

重要な安全機能を有する施設の基礎地盤(側面)の側壁地質図では、淡灰色火山礫凝灰岩の風化部はほとんど分布せず、シームS-11は淡灰色火山礫凝灰岩の新鮮部に分布することが確認される。

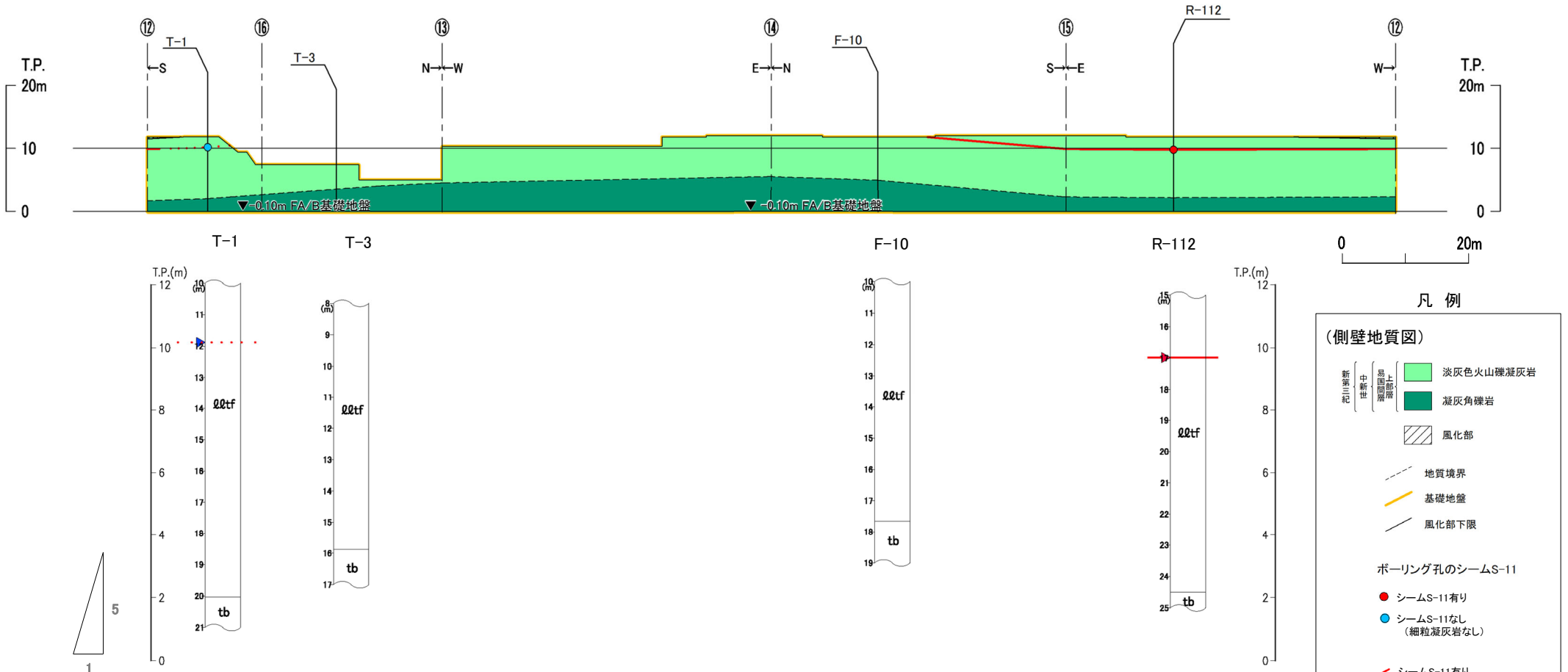
3.3.4 重要施設の基礎地盤に分布するシームS-11の評価(27/58)

(1) 重要施設の基礎地盤に分布するシームS-11と風化部との地質観察に基づく位置関係(26/29) ○: 誤りの箇所

誤 側壁地質図の根拠となる地質柱状図

コメントNo.S2-146

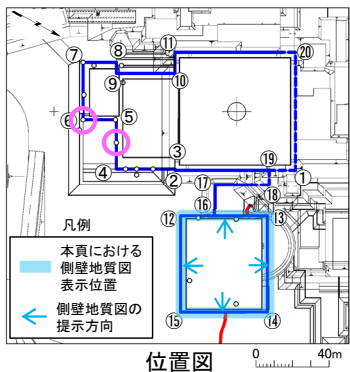
第1043回審査会合
資料1-1-1 P.3-234 加筆



側壁地質図⑫～⑮～⑫(燃料補助建屋側壁)における地質柱状図

注1) 建屋の略称は、FA/B: 燃料補助建屋。
注2) 断面図でシームS-11が屈曲して見える部分については、断面方向が変化することによるものであり、シームS-11の変位・変形によるものではない。

側壁地質図⑫～⑮～⑫(燃料補助建屋側壁)の検討に用いたボーリングの地質柱状図を示す。



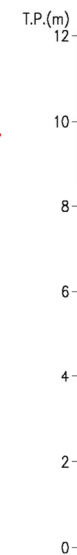
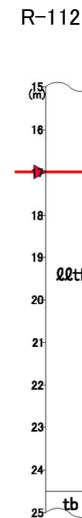
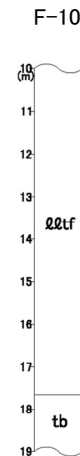
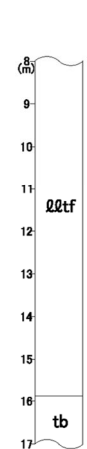
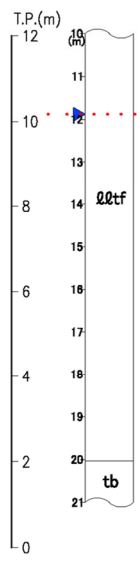
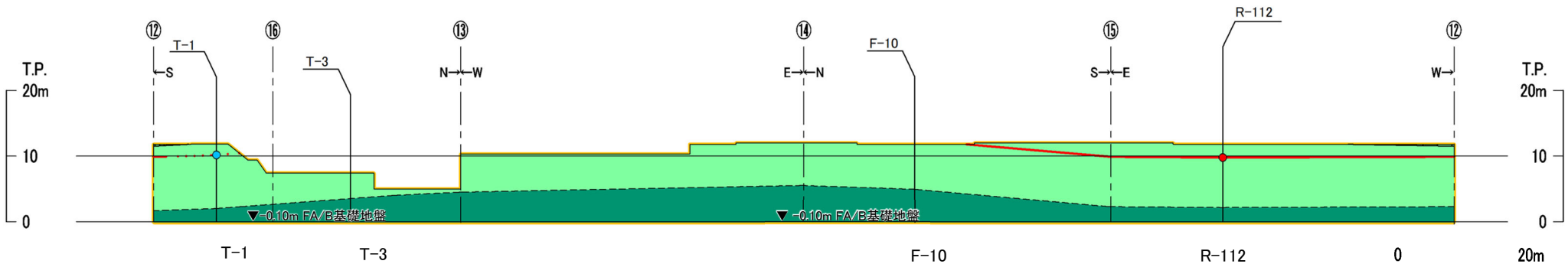
3.3.4 重要施設の基礎地盤に分布するシームS-11の評価(27/58)

(1) 重要施設の基礎地盤に分布するシームS-11と風化部との地質観察に基づく位置関係(26/29) ○ : 正しく修正した箇所

正 側壁地質図の根拠となる地質柱状図

コメントNo.S2-146

第1043回審査会合
資料1-1-1 P.3-234 修正



凡例

- (側壁地質図)
- 淡灰色火山礫凝灰岩
 - 凝灰角礫岩
 - 風化部
 - 地質境界
 - 基礎地盤
 - 風化部下限
- ボーリング孔のシームS-11
- シームS-11有り (Red circle)
 - シームS-11なし (細粒凝灰岩なし) (Blue circle)
 - シームS-11有り (Red line)
 - シームS-11なし (細粒凝灰岩なし) (Blue dotted line)

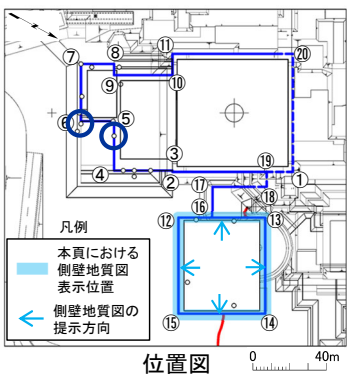
(地質柱状図)

- lltf 淡灰色火山礫凝灰岩
- tb 凝灰角礫岩
- シームS-11有り (Red arrow)
- シームS-11なし (細粒凝灰岩なし) (Blue arrow)

側壁地質図⑫～⑮～⑫(燃料補助建屋側壁)における地質柱状図

注1) 建屋の略称は、FA/B: 燃料補助建屋。
注2) 断面図でシームS-11が屈曲して見える部分については、断面方向が変化することによるものであり、シームS-11の変位・変形によるものではない。

側壁地質図⑫～⑮～⑫(燃料補助建屋側壁)の検討に用いたボーリングの地質柱状図を示す。



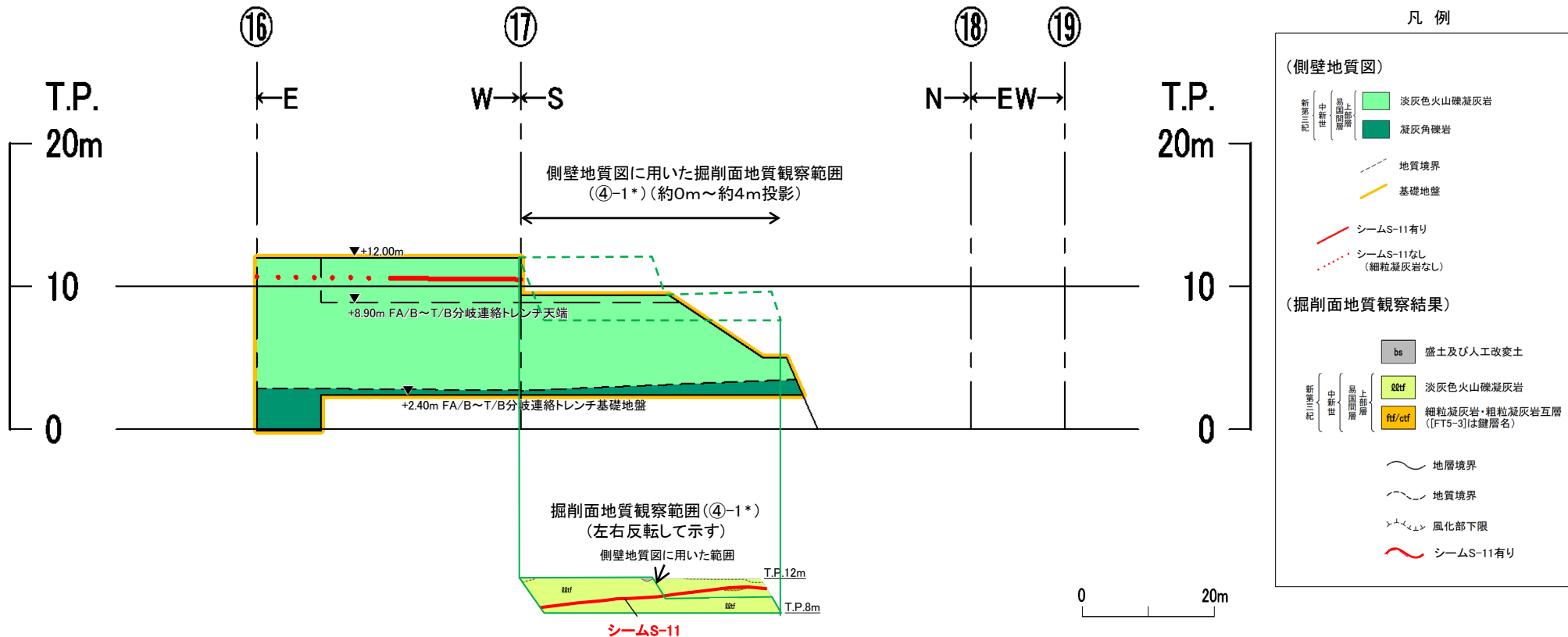
3.3.4 重要施設の基礎地盤に分布するシームS-11の評価(29/58)

(1) 重要施設の基礎地盤に分布するシームS-11と風化部との地質観察に基づく位置関係(28/29) ○: 誤りの箇所

誤 側壁地質図の根拠となる法面スケッチ

コメントNo.S2-146

第1043回審査会合
資料1-1-1 P.3-236 加筆



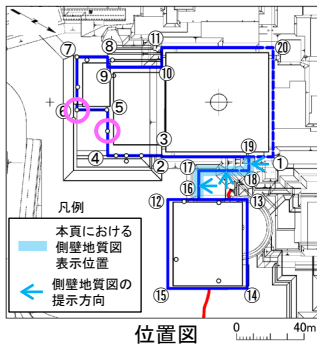
側壁地質図①⑥~①⑨ (燃料補助建屋~タービン建屋分岐連絡トレンチ側壁)における掘削面地質観察結果 (法面スケッチ: 左右反転して示す)

*: 掘削面地質観察範囲の位置はP.3-217を参照。

注1) 各建屋の略称は、FA/B: 燃料補助建屋, T/B: タービン建屋。

注2) 断面図でシームS-11が屈曲して見える部分については、シームS-11の走向が変化することによるものであり、シームS-11の変位・変形によるものではない。

側壁地質図①⑥~①⑨ (燃料補助建屋~タービン建屋分岐連絡トレンチ側壁)の検討に用いた掘削面地質観察範囲の法面スケッチを示す。



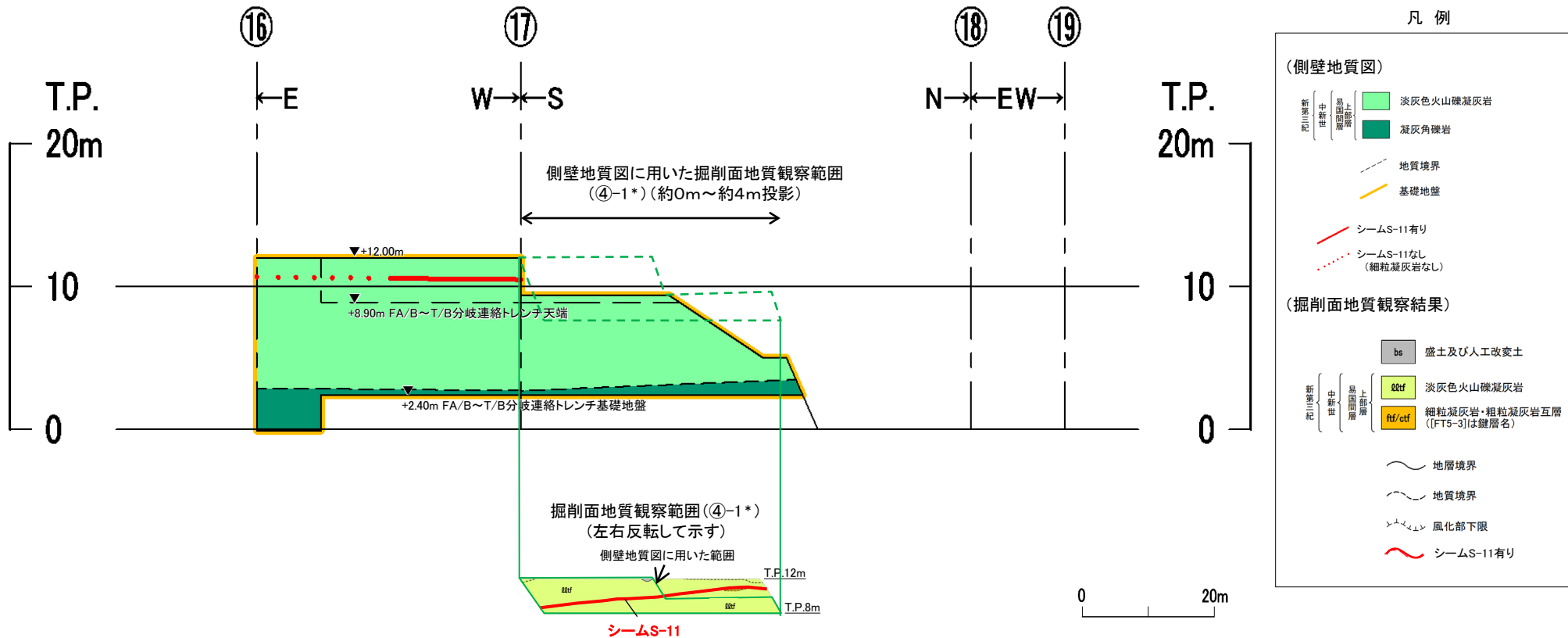
3.3.4 重要施設の基礎地盤に分布するシームS-11の評価(29/58)

(1) 重要施設の基礎地盤に分布するシームS-11と風化部との地質観察に基づく位置関係(28/29) ○: 正しく修正した箇所

正 側壁地質図の根拠となる法面スケッチ

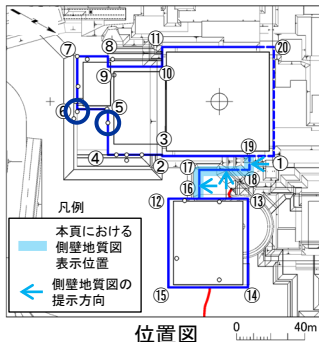
コメントNo.S2-146

第1043回審査会合
資料1-1-1 P.3-236 修正



側壁地質図①⑥～①⑨ (燃料補助建屋～タービン建屋分岐連絡トレンチ側壁)における掘削面地質観察結果 (法面スケッチ: 左右反転して示す)

- *: 掘削面地質観察範囲の位置はP.3-217を参照。
- 注1) 各建屋の略称は、FA/B: 燃料補助建屋, T/B: タービン建屋。
- 注2) 断面図でシームS-11が屈曲して見える部分については、シームS-11の走向が変化することによるものであり、シームS-11の変位・変形によるものではない。



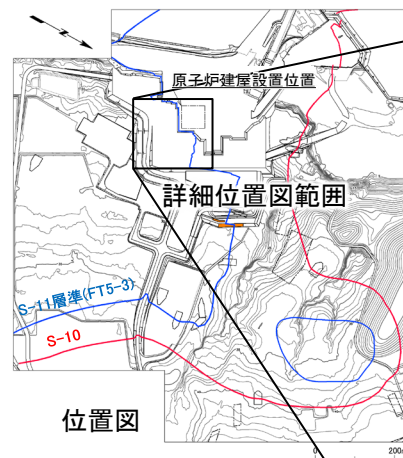
側壁地質図①⑥～①⑨ (燃料補助建屋～タービン建屋分岐連絡トレンチ側壁)の検討に用いた掘削面地質観察範囲の法面スケッチを示す。

(2) 重要施設の基礎地盤(側面)に分布するシームS-11付近の風化指標に基づく岩盤性状(24/27)

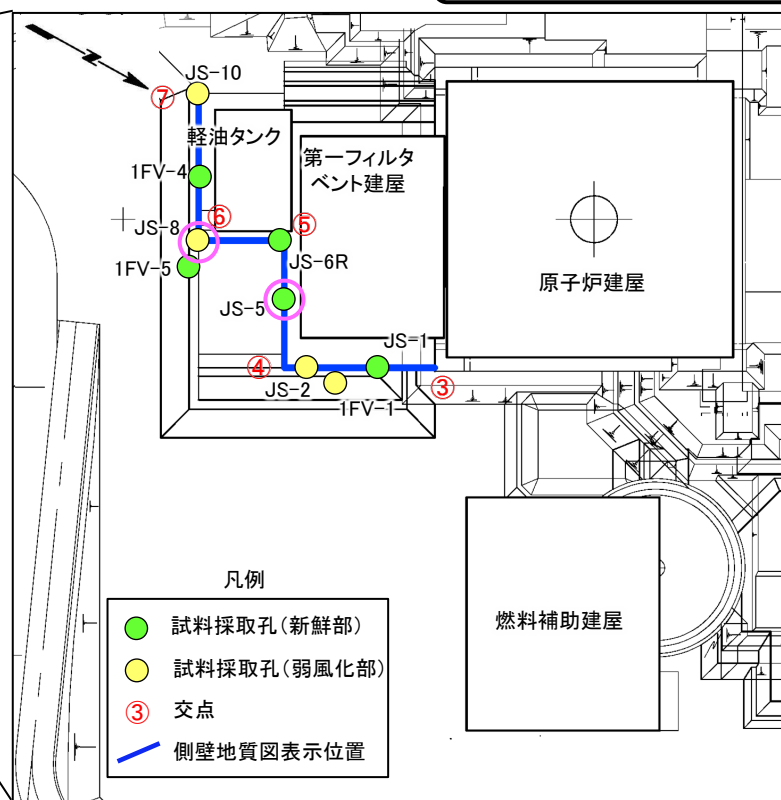
コメントNo.S2-147

誤 iii) 重要施設付近における風化区分と風化指標との関係(1/4): 試料採取位置

第1043回審査会合
資料1-1-1 P.3-261 加筆



位置図



凡例

- 試料採取孔(新鮮部)
- 試料採取孔(弱風化部)
- ③ 交点
- 側壁地質図表示位置

詳細位置図

重要な安全機能を有する施設付近の分析試料

関連構造物	孔名	試料採取深度(m)	風化区分	シームS-11の上盤/下盤
第一フィルタベント建屋	JS-1	3.21-3.50	新鮮部	上盤
	1FV-1	4.23-4.48	弱風化部	上盤
	JS-2	4.45-4.70	弱風化部	上盤
	JS-5	4.40-4.68	新鮮部	上盤
	JS-6R	4.80-5.05	新鮮部	上盤(シームなし)
軽油タンク	JS-8	5.95-6.20	弱風化部	上盤
	1FV-5	6.11-6.36	新鮮部	上盤
	1FV-4	2.75-3.00	新鮮部	上盤
	JS-10	5.75-6.00	弱風化部	上盤

重要な安全機能を有する施設(第一フィルタベント建屋及び軽油タンク)のシームS-11付近の岩盤の風化区分について、主要調査断面で比較的良好な客観的・定量的風化指標となることが確認された乾燥密度、間隙率、風化指数WPI及び針貫入勾配を風化指標として検討する。試料採取孔は、風化部下限とシームS-11とが近接する付近から9孔を代表として選定した。

- シームS-11は地質観察により新鮮部の岩盤に分布することが確認されている(P.3-220~P.3-223参照)ことから、シームS-11の上盤から新鮮部の5試料を採取した。
- また、弱風化部との離隔距離が小さく新鮮部の必要量の試料採取が難しい箇所では、新鮮部との比較としてシームS-11の上盤から弱風化部の4試料も採取した。

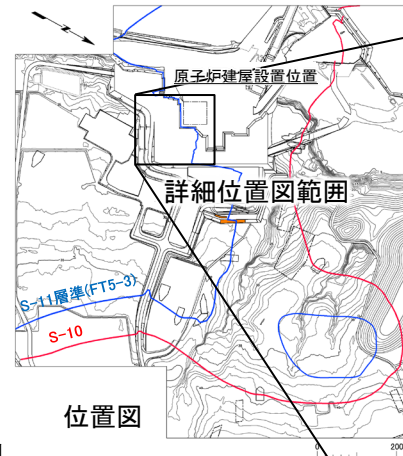
3.3.4 重要施設の基礎地盤に分布するシームS-11の評価(54/58)

(2) 重要施設の基礎地盤(側面)に分布するシームS-11付近の風化指標に基づく岩盤性状(24/27)

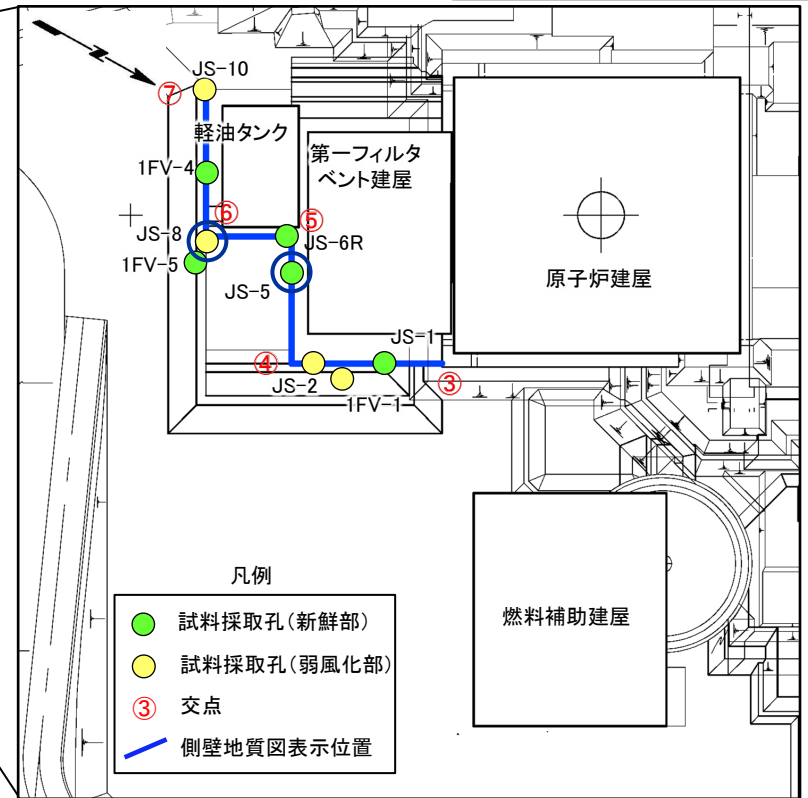
コメントNo.S2-147

正 iii) 重要施設付近における風化区分と風化指標との関係(1/4): 試料採取位置

第1043回審査会合
資料1-1-1 P.3-261 修正



位置図



詳細位置図

重要な安全機能を有する施設付近の分析試料

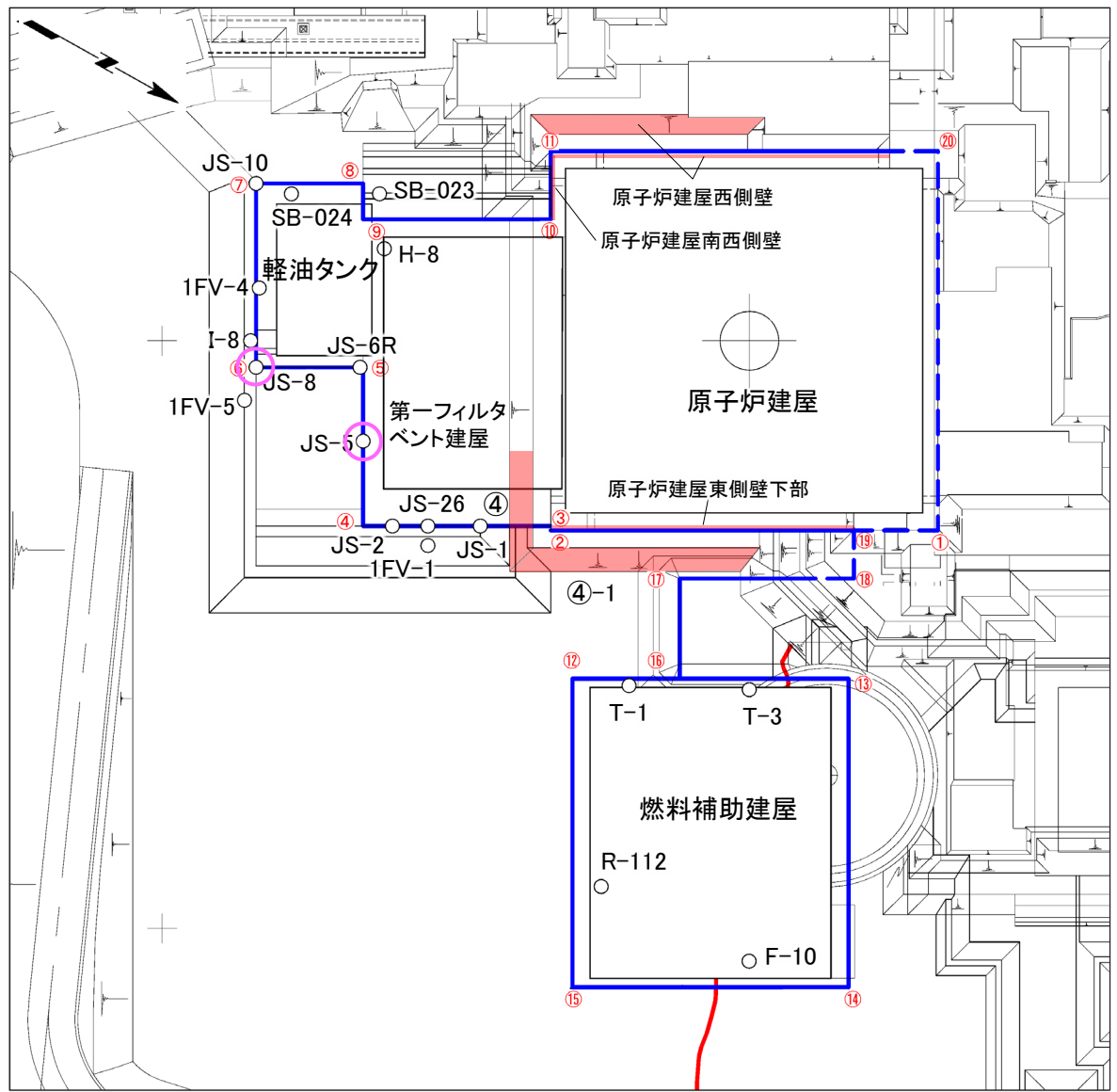
関連構造物	孔名	試料採取深度(m)	風化区分	シームS-11の上盤/下盤
第一フィルタベント建屋	JS-1	3.21-3.50	新鮮部	上盤
	1FV-1	4.23-4.48	弱風化部	上盤
	JS-2	4.45-4.70	弱風化部	上盤
	JS-5	4.40-4.68	新鮮部	上盤
	JS-6R	4.80-5.05	新鮮部	上盤(シームなし)
軽油タンク	JS-8	5.95-6.20	弱風化部	上盤
	1FV-5	6.11-6.36	新鮮部	上盤
	1FV-4	2.75-3.00	新鮮部	上盤
	JS-10	5.75-6.00	弱風化部	上盤

重要な安全機能を有する施設(第一フィルタベント建屋及び軽油タンク)のシームS-11付近の岩盤の風化区分について、主要調査断面で比較的良好な客観的・定量的風化指標となることが確認された乾燥密度、間隙率、風化指数WPI及び針貫入勾配を風化指標として検討する。試料採取孔は、風化部下限とシームS-11とが近接する付近から9孔を代表として選定した。

- シームS-11は地質観察により新鮮部の岩盤に分布することが確認されている(P.3-220~P.3-223参照)ことから、シームS-11の上盤から新鮮部の5試料を採取した。
- また、弱風化部との離隔距離が小さく新鮮部の必要量の試料採取が難しい箇所では、新鮮部との比較としてシームS-11の上盤から弱風化部の4試料も採取した。

12. 重要な安全機能を有する施設付近の地質観察結果(2/25)

誤 側壁地質図の検討に用いたボーリング孔の位置及び掘削面地質観察範囲



凡例

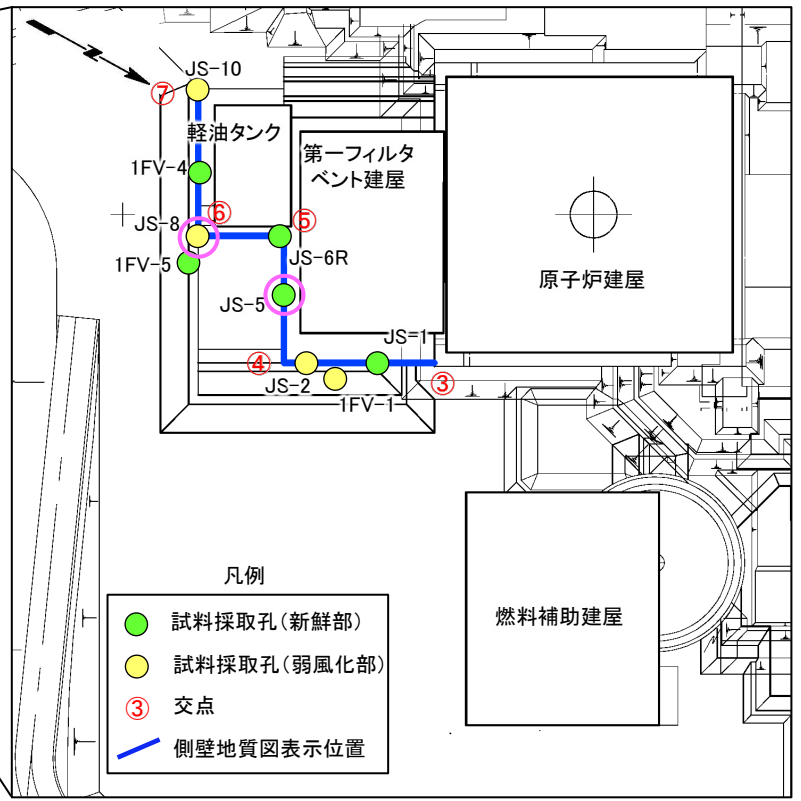
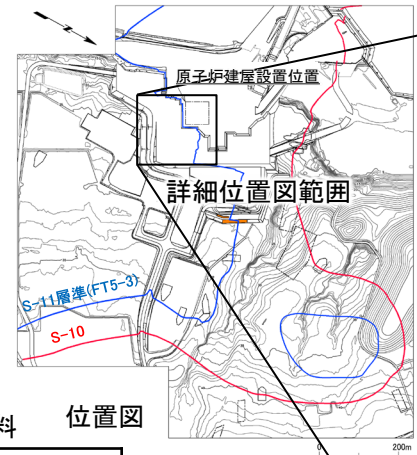
- ボーリング
- 掘削面地質観察範囲
- シームS-11
- 側壁地質図表示位置
(破線は重要な安全機能を有する施設の側壁の岩盤が掘削除去される区間)
- ① 交点

- 重要な安全機能を有する施設の基礎地盤(側面)の側壁地質図の表示位置を示す。
- また、重要な安全機能を有する施設の基礎地盤の調査で、側壁地質図の検討に使用したボーリング孔の位置及び掘削面地質観察範囲を示す。
- 岩盤性状の分析(本編資料P.3-261参照)に用いた試料を採取したボーリング孔(1FV-1孔及び1FV-5孔)の位置についても参考に示す。

13. 岩盤の風化区分に関する分析結果(17/32)

誤

重要な安全機能を有する施設付近の風化指標の分析結果(1/12): 試料採取位置



重要な安全機能を有する施設付近の分析試料 位置図

関連構造物	孔名	試料採取深度(m)	風化区分	シームS-11の上盤/下盤
第一フィルタベント建屋	JS-1	3.21-3.50	新鮮部	上盤
	1FV-1	4.23-4.48	弱風化部	上盤
	JS-2	4.45-4.70	弱風化部	上盤
	JS-5	4.40-4.68	新鮮部	上盤
	JS-6R	4.80-5.05	新鮮部	上盤(シームなし)
軽油タンク	JS-8	5.95-6.20	弱風化部	上盤
	1FV-5	6.11-6.36	新鮮部	上盤
	1FV-4	2.75-3.00	新鮮部	上盤
	JS-10	5.75-6.00	弱風化部	上盤

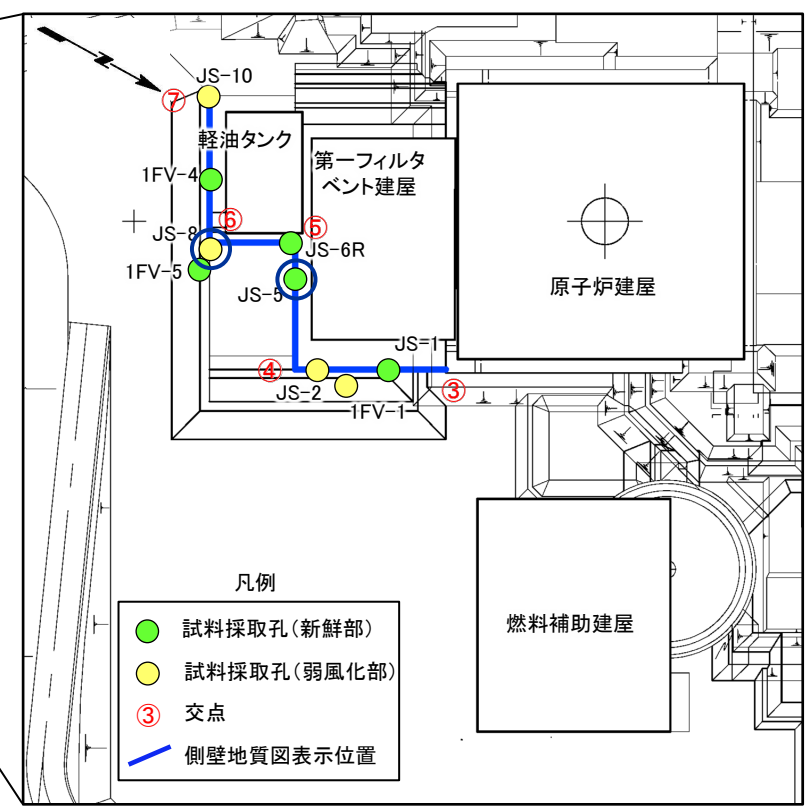
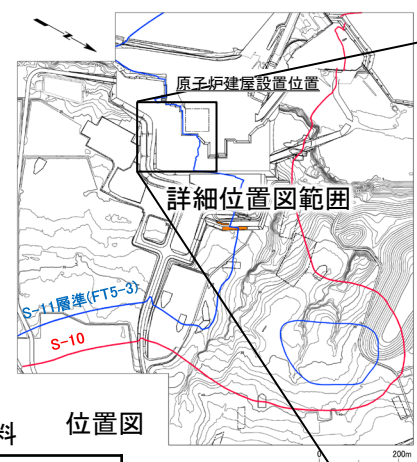
詳細位置図

重要な安全機能を有する施設(第一フィルタベント建屋及び軽油タンク)のシームS-11付近から、シームS-11の上盤に分布する淡灰色火山礫凝灰岩のボーリングコア試料(計9試料)を採取し、針貫入勾配、色彩値b*, 帯磁率、乾燥密度、間隙率、風化指数WPI, MB吸着量及びCECの分析を行った。

- シームS-11は地質観察により新鮮部の岩盤に分布することが確認されている(本編資料P.3-220~P.3-223参照)ことから、シームS-11の上盤から新鮮部の5試料を採取した。
- また、弱風化部との離隔距離が小さく新鮮部の必要量の試料採取が難しい箇所では、新鮮部との比較としてシームS-11の上盤から弱風化部の4試料も採取した。

13. 岩盤の風化区分に関する分析結果(17/32)

正 重要な安全機能を有する施設付近の風化指標の分析結果(1/12): 試料採取位置



重要な安全機能を有する施設付近の分析試料 位置図

関連構造物	孔名	試料採取深度(m)	風化区分	シームS-11の上盤/下盤
第一フィルタベント建屋	JS-1	3.21-3.50	新鮮部	上盤
	1FV-1	4.23-4.48	弱風化部	上盤
	JS-2	4.45-4.70	弱風化部	上盤
	JS-5	4.40-4.68	新鮮部	上盤
	JS-6R	4.80-5.05	新鮮部	上盤(シームなし)
軽油タンク	JS-8	5.95-6.20	弱風化部	上盤
	1FV-5	6.11-6.36	新鮮部	上盤
	1FV-4	2.75-3.00	新鮮部	上盤
	JS-10	5.75-6.00	弱風化部	上盤

詳細位置図

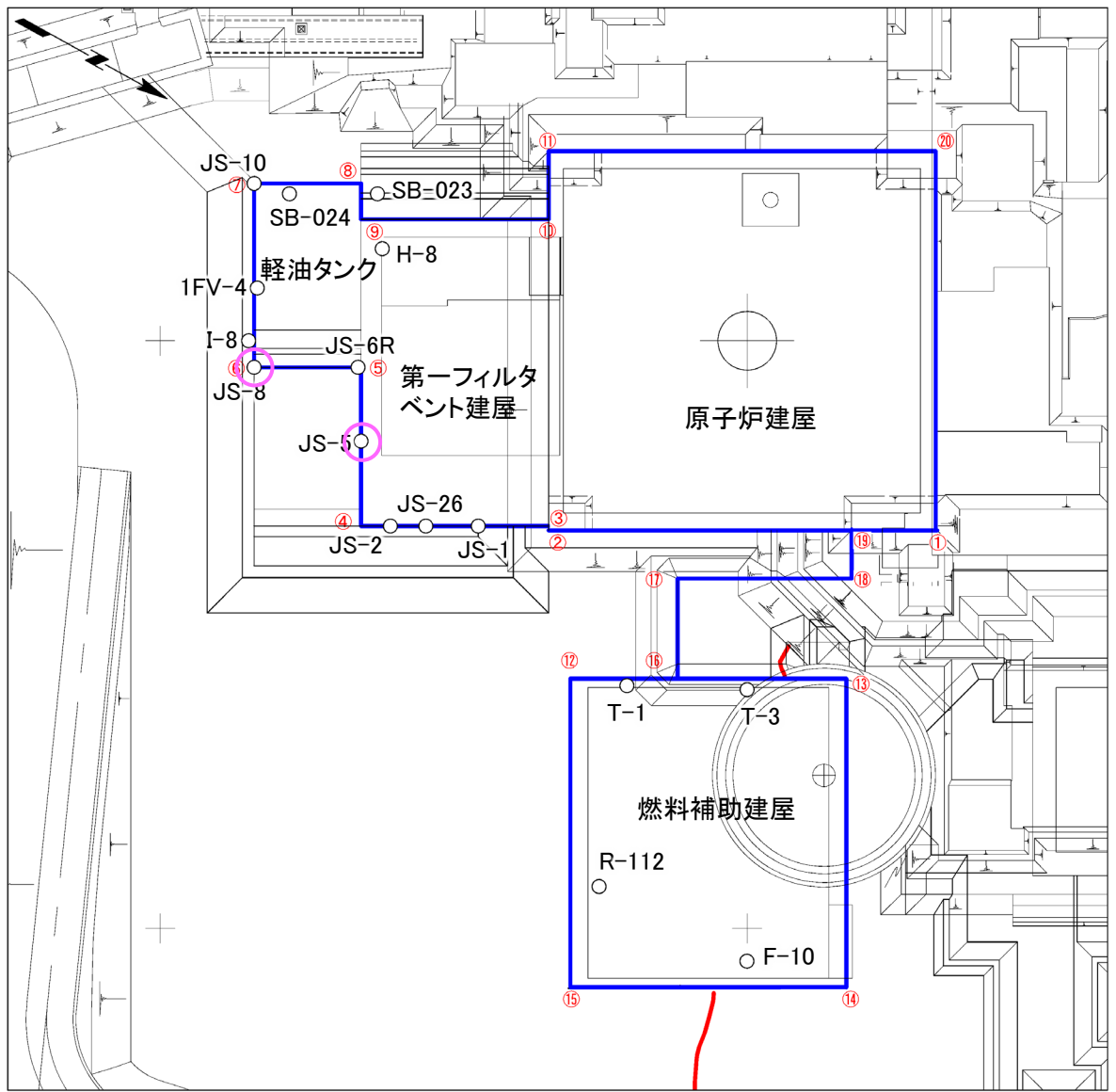
重要な安全機能を有する施設(第一フィルタベント建屋及び軽油タンク)のシームS-11付近から、シームS-11の上盤に分布する淡灰色火山礫凝灰岩のボーリングコア試料(計9試料)を採取し、針貫入勾配、色彩値b*, 帯磁率、乾燥密度、間隙率、風化指数WPI, MB吸着量及びCECの分析を行った。

- シームS-11は地質観察により新鮮部の岩盤に分布することが確認されている(本編資料P.3-220~P.3-223参照)ことから、シームS-11の上盤から新鮮部の5試料を採取した。
- また、弱風化部との離隔距離が小さく新鮮部の必要量の試料採取が難しい箇所では、新鮮部との比較としてシームS-11の上盤から弱風化部の4試料も採取した。



1. ボーリング調査位置図(2/2)

誤 重要な安全機能を有する施設付近の側壁地質図のボーリング調査位置図

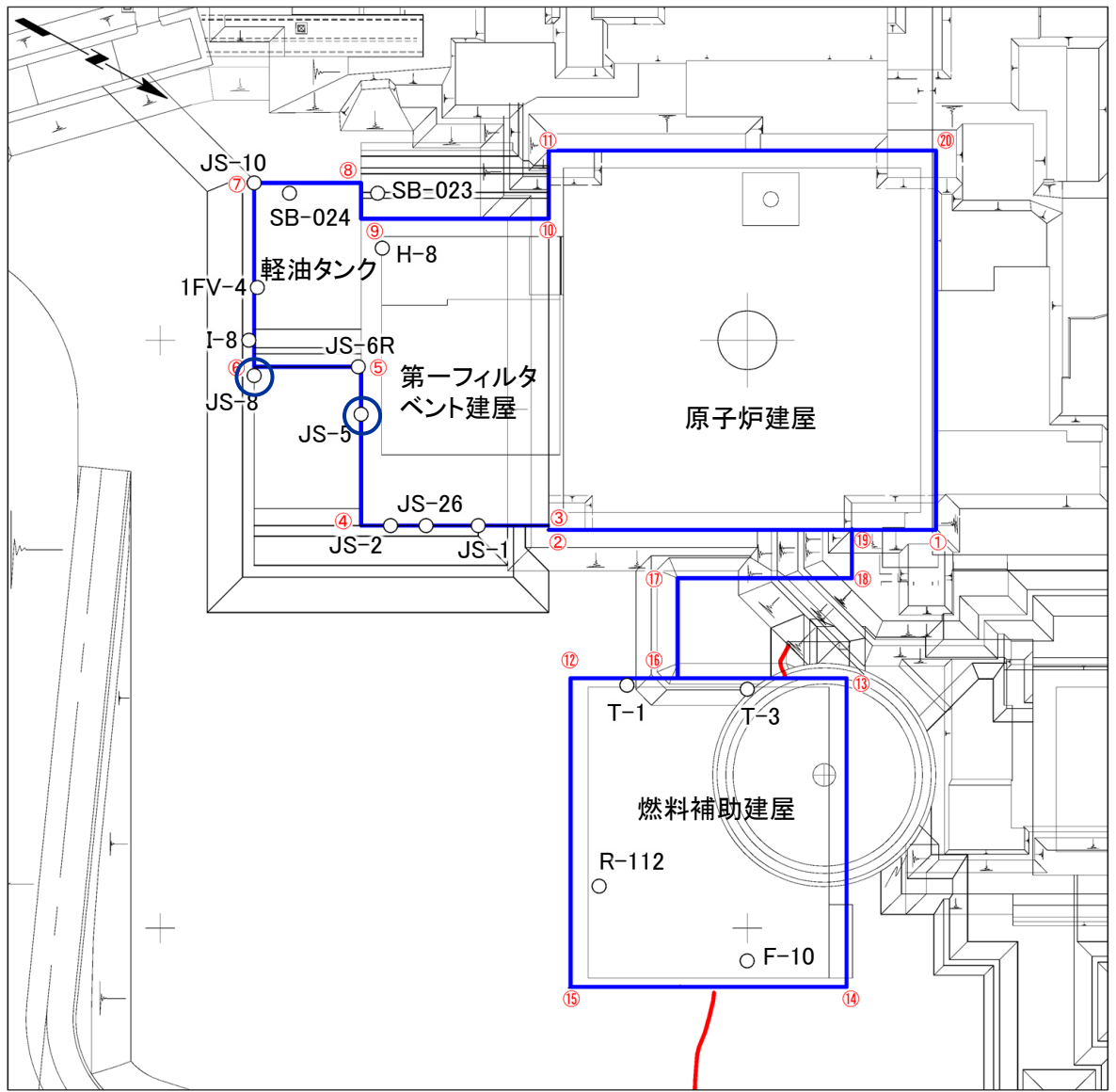


凡例

- ボーリング
- シームS-11
- 側壁地質図表示位置
- ① 交点

1. ボーリング調査位置図(2/2)

正 重要な安全機能を有する施設付近の側壁地質図のボーリング調査位置図



凡例

- ボーリング
- シームS-11
- 側壁地質図表示位置
- ① 交点

(1) シームS-11の分布の特徴(3/4): シームS-11の分布

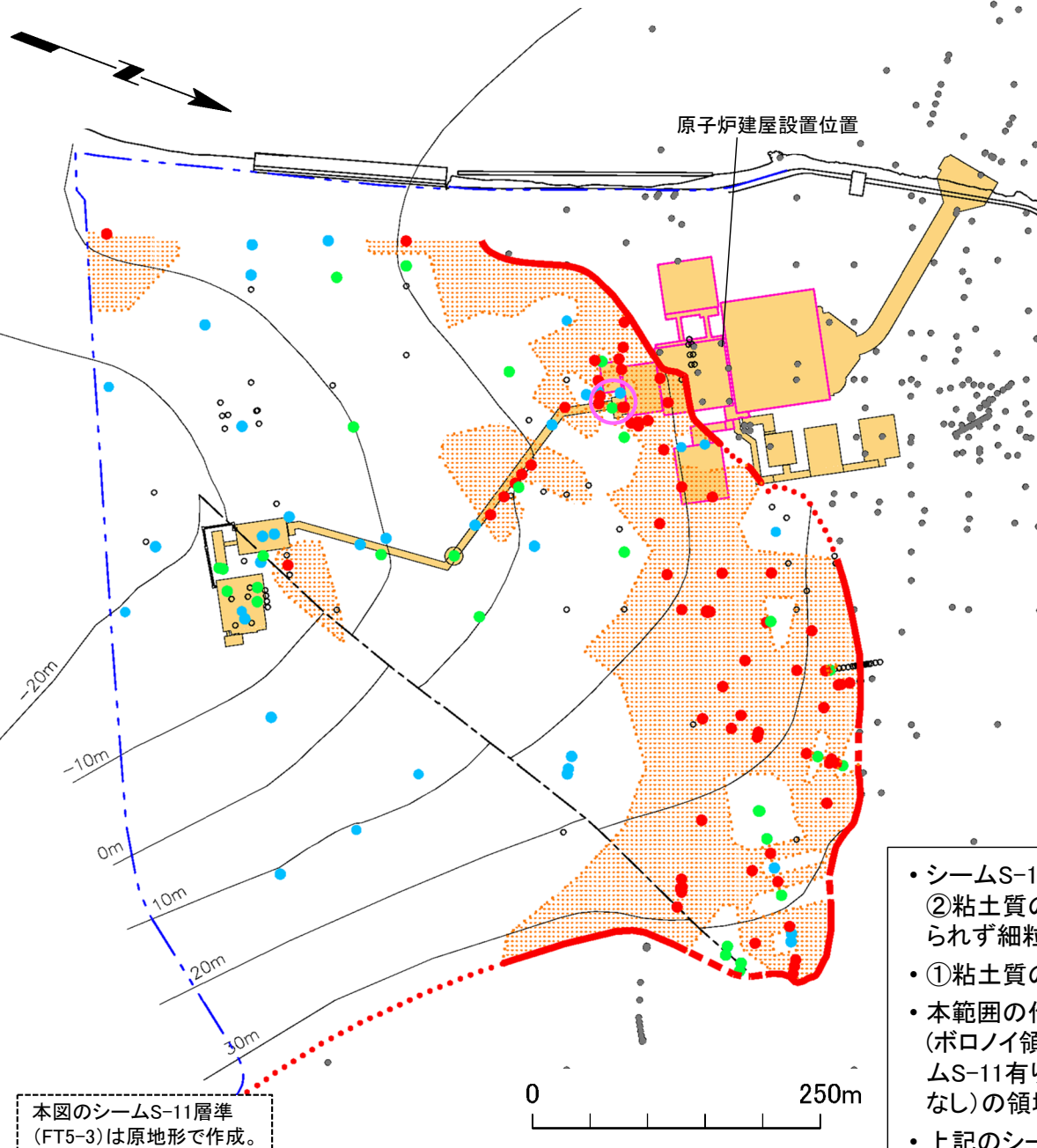
- ①シームS-11有り
- ②シームS-11なし(細粒凝灰岩有り)
- ③シームS-11なし(細粒凝灰岩なし)
- シームS-11層準(FT5-3)まで到達していない孔
または シームS-11の有無が不明な孔
- 侵食によりシームS-11層準(FT5-3)が分布
しない孔
- _{20m} シームS-11層準(FT5-3)の等高線
- _{20m} シームS-11層準(FT5-3)が第四系基底面に現れる位置
(実線: ①シーム有り, 破線: ②細粒凝灰岩有り, 点線: ③細粒凝灰岩なし)
- コンターがcf-3断層によって不連続となる位置
- 敷地境界
- シームS-11が分布する範囲
- 耐震重要施設*1
- 常設重大事故等対処施設*2

*1: 設置許可基準規則第三条の対象となる耐震重要施設(間接支持構造物を含む)。

*2: 設置許可基準規則第三十八条の対象となる常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く)。

注) 地質断面図でのボーリング間のシームの分布は、シームが確認されないボーリングの直前まで保守的に表示している。一方、シームS-11の有無による詳細区分を考慮した地質断面図でのシームS-11の分布は、ポロノイ領域の考え方(P.3-85参照)に基づき作成した「シームS-11が分布する範囲」に対応して示している。

- ・シームS-11(粘土質の薄層)の有無を詳細に検討すると、①粘土質の薄層が認められる部分、②粘土質の薄層が認められず細粒凝灰岩のみ認められる部分及び③粘土質の薄層が認められず細粒凝灰岩も認められない部分がある。
- ・①粘土質の薄層が認められる部分の分布に基づき、シームS-11が分布する範囲を図示した。
- ・本範囲の作成方法は、シームが認められる孔とシームが認められない孔で形作られる領域(ポロノイ領域)に基づいて設定している(次頁参照)。シームが分布する範囲の境界は、シームS-11有りの領域とシームS-11なし(細粒凝灰岩有り)あるいはシームS-11なし(細粒凝灰岩なし)の領域との中点に設定している。
- ・上記のシームS-11の分布範囲の考え方に基づくと、シームS-11は断続的に分布する。

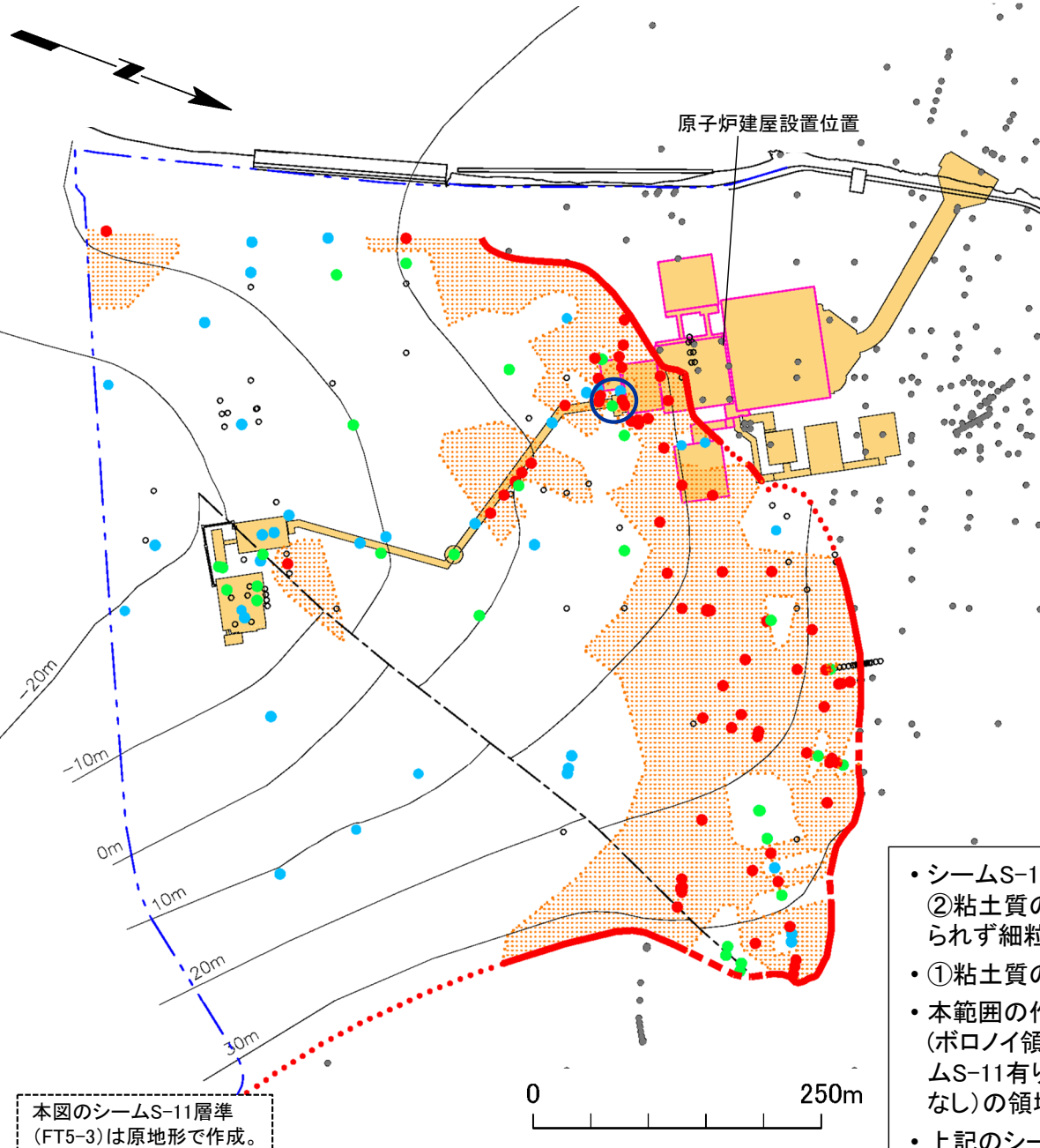


本図のシームS-11層準
(FT5-3)は原地形で作成。

(1)シームS-11の分布の特徴(3/4):シームS-11の分布

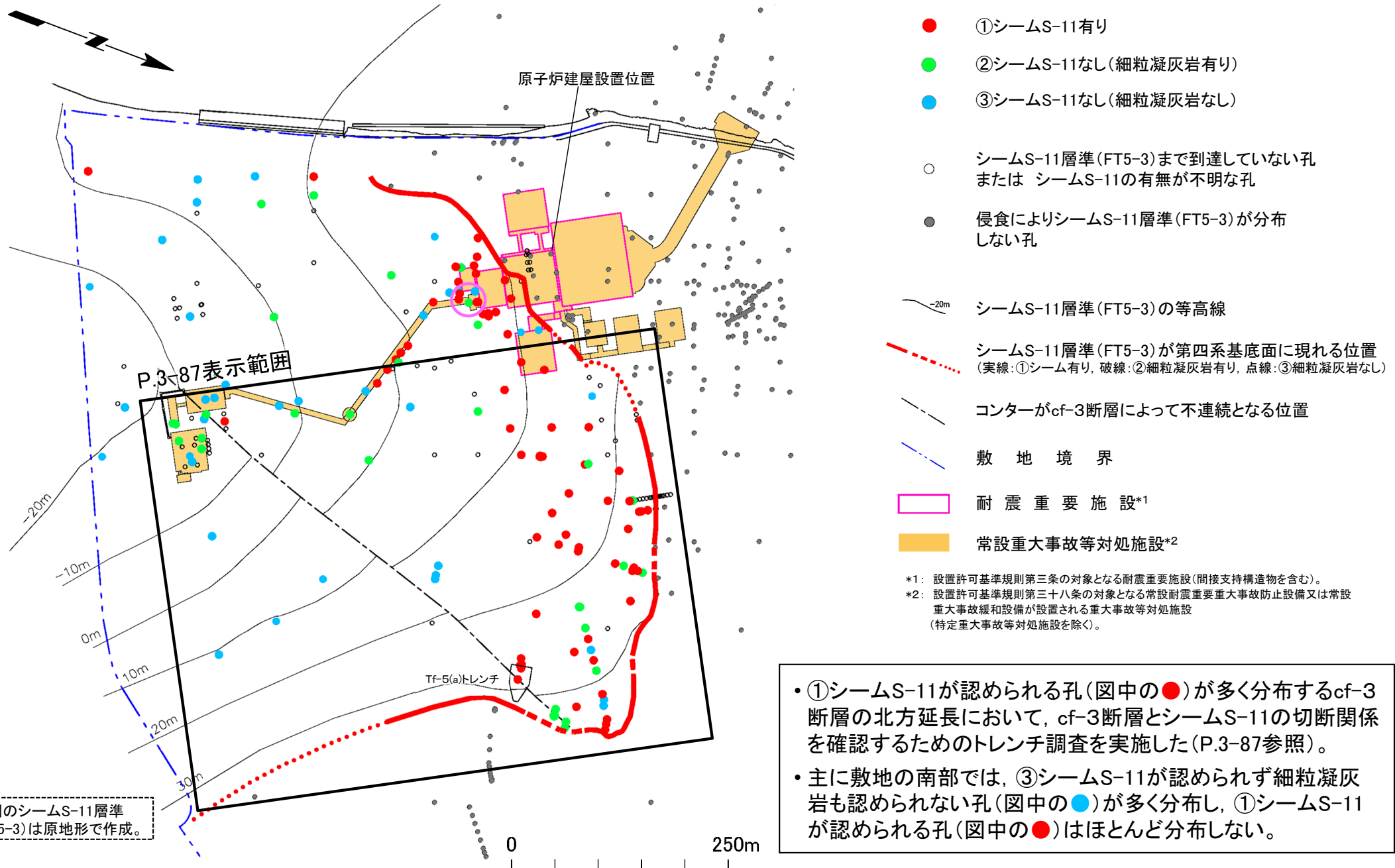
- ①シームS-11有り
- ②シームS-11なし(細粒凝灰岩有り)
- ③シームS-11なし(細粒凝灰岩なし)
- シームS-11層準(FT5-3)まで到達していない孔
または シームS-11の有無が不明な孔
- 侵食によりシームS-11層準(FT5-3)が分布
しない孔
- 20m シームS-11層準(FT5-3)の等高線
- シームS-11層準(FT5-3)が第四系基底面に現れる位置
(実線:①シーム有り, 破線:②細粒凝灰岩有り, 点線:③細粒凝灰岩なし)
- - - コンターがcf-3断層によって不連続となる位置
- 敷地境界
- シームS-11が分布する範囲
- 耐震重要施設*1
- 常設重大事故等対処施設*2

*1: 設置許可基準規則第三条の対象となる耐震重要施設(間接支持構造物を含む)。
*2: 設置許可基準規則第三十八条の対象となる常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く)。
注) 地質断面図でのボーリング間のシームの分布は、シームが確認されないボーリングの直前まで保守的に表示している。一方、シームS-11の有無による詳細区分を考慮した地質断面図でのシームS-11の分布は、ポロノイ領域の考え方(P.3-85参照)に基づき作成した「シームS-11が分布する範囲」に対応して示している。

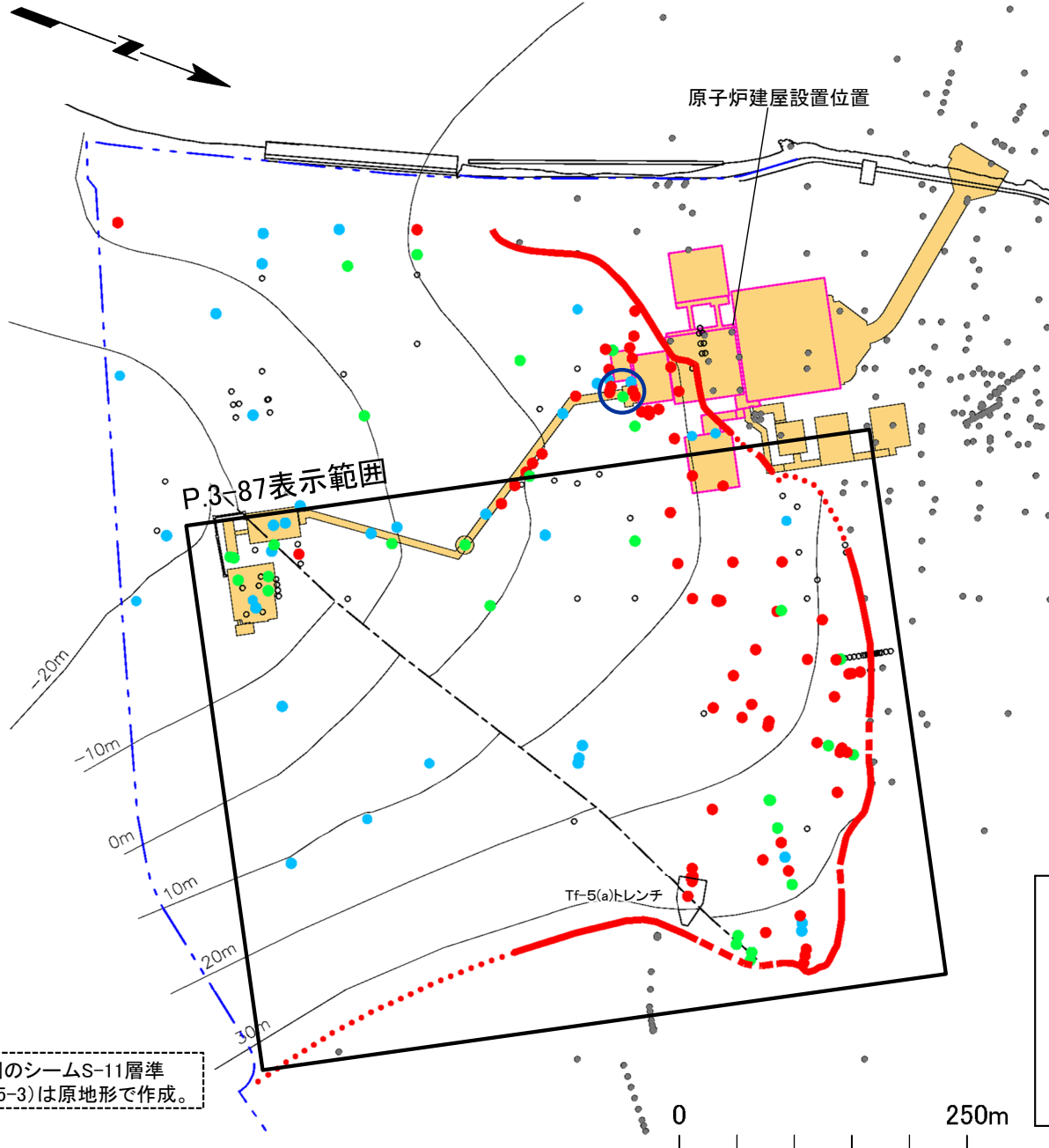


- シームS-11(粘土質の薄層)の有無を詳細に検討すると、①粘土質の薄層が認められる部分、②粘土質の薄層が認められず細粒凝灰岩のみ認められる部分及び③粘土質の薄層が認められず細粒凝灰岩も認められない部分がある。
- ①粘土質の薄層が認められる部分の分布に基づき、シームS-11が分布する範囲を図示した。
- 本範囲の作成方法は、シームが認められる孔とシームが認められない孔で形作られる領域(ポロノイ領域)に基づいて設定している(次頁参照)。シームが分布する範囲の境界は、シームS-11有りの領域とシームS-11なし(細粒凝灰岩有り)あるいはシームS-11なし(細粒凝灰岩なし)の領域との中点に設定している。
- 上記のシームS-11の分布範囲の考え方に基づくと、シームS-11は断続的に分布する。

(2) シームS-11と断層との切断関係(1/10): シームS-11とcf-3断層の分布



(2)シームS-11と断層との切断関係(1/10):シームS-11とcf-3断層の分布



- ①シームS-11有り
- ②シームS-11なし(細粒凝灰岩有り)
- ③シームS-11なし(細粒凝灰岩なし)
- シームS-11層準(FT5-3)まで到達していない孔
または シームS-11の有無が不明な孔
- 侵食によりシームS-11層準(FT5-3)が分布しない孔
- 20m シームS-11層準(FT5-3)の等高線
- シームS-11層準(FT5-3)が第四系基底面に現れる位置
(実線:①シーム有り, 破線:②細粒凝灰岩有り, 点線:③細粒凝灰岩なし)
- - - コンターがcf-3断層によって不連続となる位置
- - - 敷地境界
- 耐震重要施設*1
- 常設重大事故等対処施設*2

*1: 設置許可基準規則第三条の対象となる耐震重要施設(間接支持構造物を含む)。
*2: 設置許可基準規則第三十八条の対象となる常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く)。

・①シームS-11が認められる孔(図中の●)が多く分布するcf-3断層の北方延長において、cf-3断層とシームS-11の切断関係を確認するためのトレンチ調査を実施した(P.3-87参照)。
・主に敷地の南部では、③シームS-11が認められず細粒凝灰岩も認められない孔(図中の●)が多く分布し、①シームS-11が認められる孔(図中の●)はほとんど分布しない。

本図のシームS-11層準(FT5-3)は原地形で作成。



3.3.3.2 シームS-11の地表付近に認められる変状の分布範囲等の検討(49/54)

誤

(2) ps-1等の評価上の分布範囲の検討(4/9)

i) 変状の分布を保守的に設定した範囲の考え方(2/2)

第1043回審査会合
資料1-1-1 P.3-167 加筆

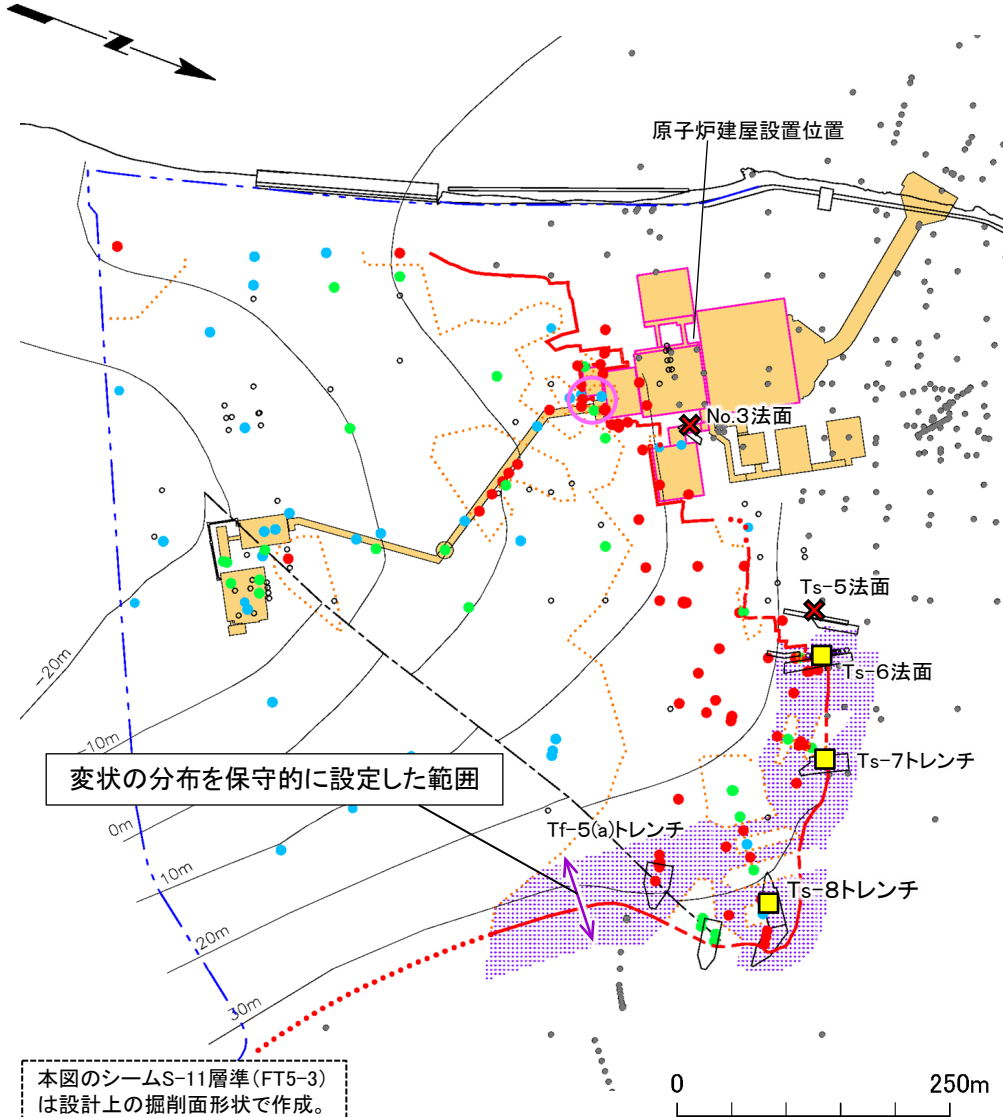


図2 変状の分布を保守的に設定した範囲の平面図

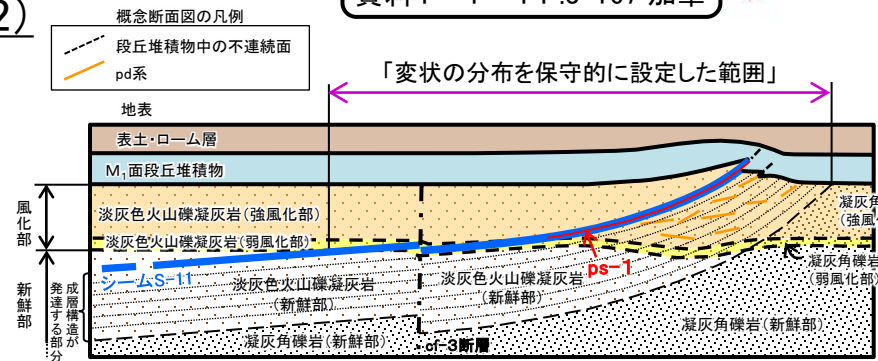


図1 変状の分布を保守的に設定した範囲の概念断面図
凡例

- ①シームS-11有り
- ②シームS-11なし(細粒凝灰岩有り)
- ③シームS-11なし(細粒凝灰岩なし)
- シームS-11層準(FT5-3)まで到達しない またはシームS-11の有無が不明な孔
- 侵食によりシームS-11層準(FT5-3)が分布しない孔
- -20m シームS-11層準(FT5-3)の等高線
- シームS-11層準(FT5-3)の第四系基底面、掘削面等に現れる位置 (実線:①シーム有り, 破線:②細粒凝灰岩有り, 点線:③細粒凝灰岩なし)
- コンターがcf-3断層によって不連続となる位置
- 変状の分布を保守的に設定した範囲
- シームS-11が分布する範囲
- 変状の詳細地質観察結果
- 変状が認められる
- 変状が認められない
- 耐震重要施設*1
- 常設重大事故等対処施設*2
- 敷地境界

*1: 設置許可基準規則第三条の対象となる耐震重要施設(間接支持構造物を含む)。
*2: 設置許可基準規則第三十八条の対象となる常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く)。

シームS-11の分布範囲、変状の有無等に基づき、敷地における変状の分布を保守的に設定した範囲を示す。

3.3.3.2 シームS-11の地表付近に認められる変状の分布範囲等の検討(49/54)

正 (2) ps-1等の評価上の分布範囲の検討(4/9)

第1043回審査会合
資料1-1-1 P.3-167 修正

○: 正しく修正した箇所
POWER

i) 変状の分布を保守的に設定した範囲の考え方(2/2)

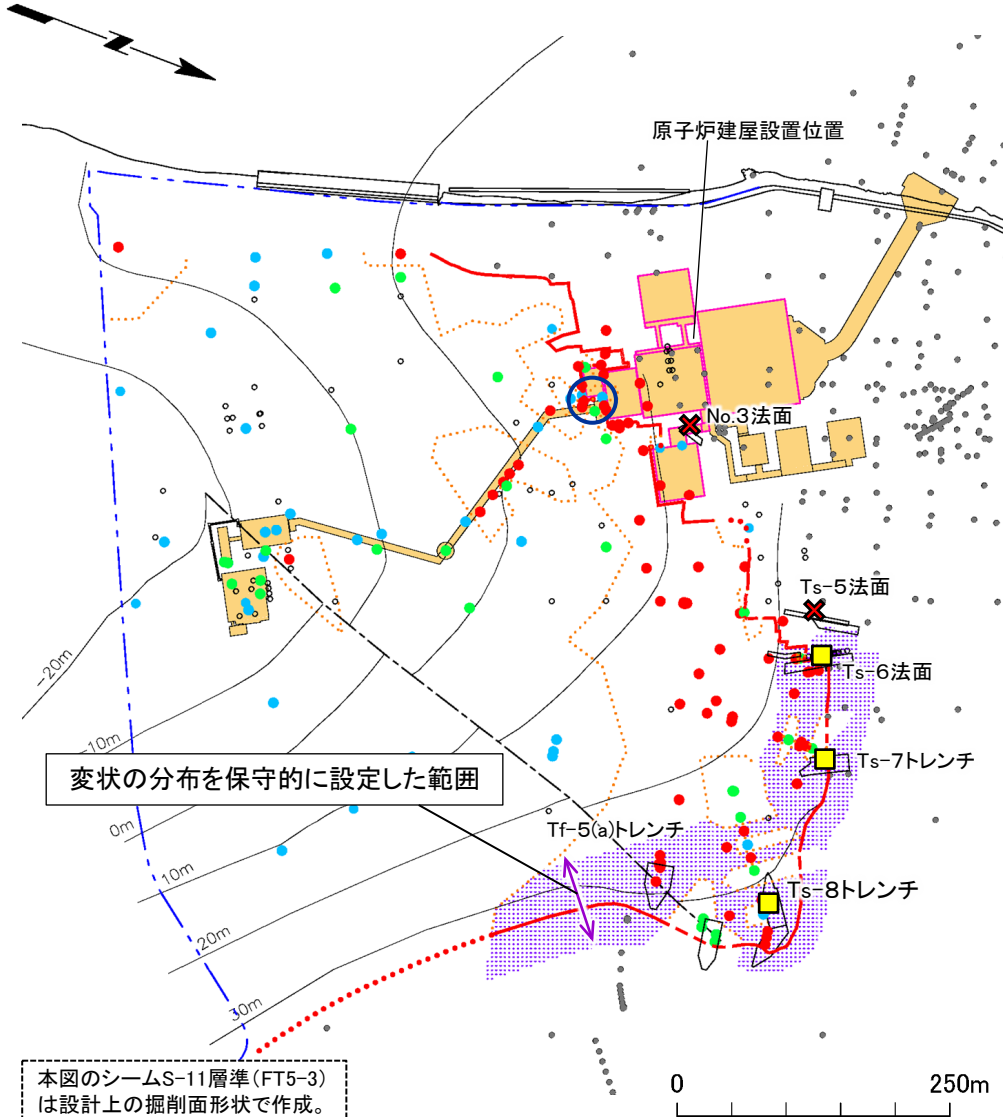


図2 変状の分布を保守的に設定した範囲の平面図

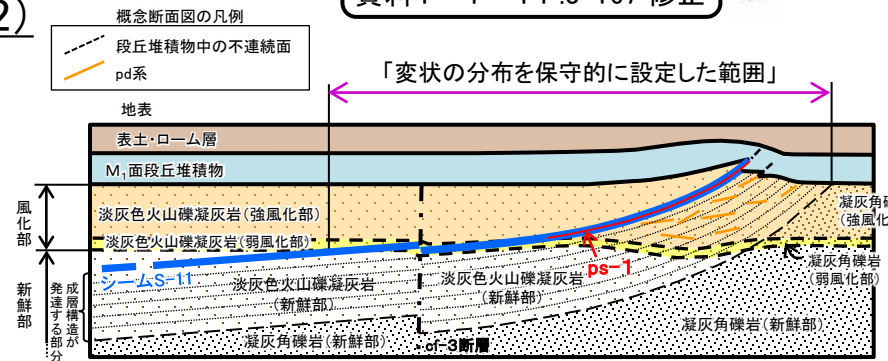


図1 変状の分布を保守的に設定した範囲の概念断面図
凡例

- ①シームS-11有り
- ②シームS-11なし(細粒凝灰岩有り)
- ③シームS-11なし(細粒凝灰岩なし)
- シームS-11層準(FT5-3)まで到達しない またはシームS-11の有無が不明な孔
- 侵食によりシームS-11層準(FT5-3)が分布しない孔
- -20m シームS-11層準(FT5-3)の等高線
- シームS-11層準(FT5-3)の第四系基底面、掘削面等に現れる位置 (実線:①シーム有り, 破線:②細粒凝灰岩有り, 点線:③細粒凝灰岩なし)
- コンターがcf-3断層によって不連続となる位置
- 変状の分布を保守的に設定した範囲
- シームS-11が分布する範囲
- 変状の詳細地質観察結果
- 耐震重要施設*1
- 変状が認められる
- 常設重大事故等対処施設*2
- 変状が認められない
- 敷地境界

*1: 設置許可基準規則第三条の対象となる耐震重要施設(間接支持構造物を含む)。
 *2: 設置許可基準規則第三十八条の対象となる常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く)。

シームS-11の分布範囲, 変状の有無等に基づき, 敷地における変状の分布を保守的に設定した範囲を示す。

3.3.4 重要施設の基礎地盤に分布するシームS-11の評価(2/58)

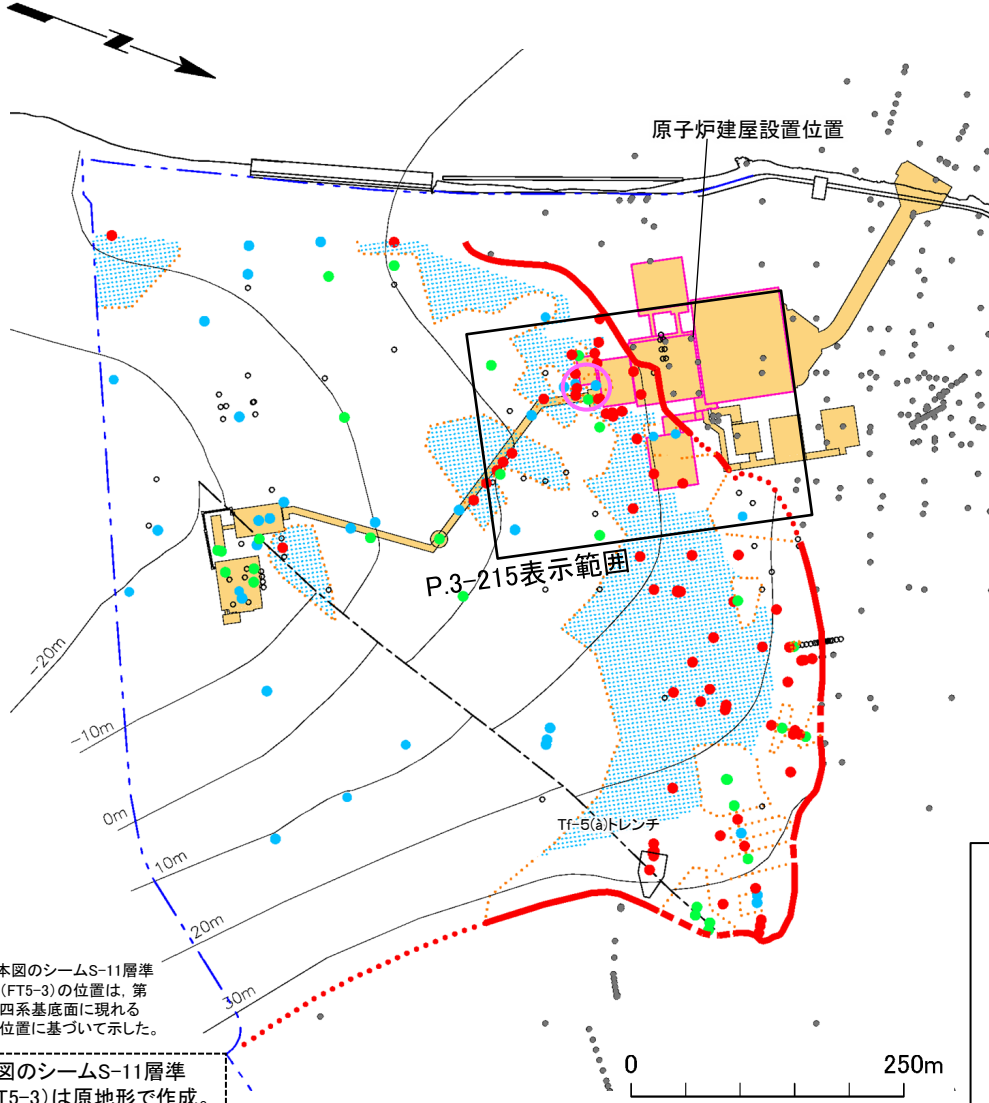
(1) 重要施設の基礎地盤に分布するシームS-11と風化部との地質観察に基づく位置関係(1/29)



誤 後期更新世以降の活動のない範囲

第1043回審査会合
資料1-1-1 P.3-208 加筆

凡例



- ①シームS-11有り
- ②シームS-11なし(細粒凝灰岩有り)
- ③シームS-11なし(細粒凝灰岩なし)
- シームS-11層準(FT5-3)まで到達しない
またはシームの存在が不明な孔
- 侵食によりシームS-11層準(FT5-3)が分布しない孔
- -20m シームS-11層準(FT5-3)の等高線
- シームS-11層準(FT5-3)が第四系基底面に現れる位置
(実線:①シーム有り, 破線:②細粒凝灰岩有り, 点線:③細粒凝灰岩なし)
- コンターがcf-3断層によって不連続となる位置
- シームS-11がcf-3断層に切断され後期更新世以降の活動のない範囲
(新鮮部中にシームS-11が認められる範囲)
- シームS-11が分布する範囲
- 耐震重要施設*1
- 常設重大事故等対処施設*2
- 敷地境界

注) 本図のシームS-11層準(FT5-3)の位置は、第四系基底面に現れる位置に基づいて示した。

本図のシームS-11層準(FT5-3)は原地形で作成。

*1: 設置許可基準規則第三条の対象となる耐震重要施設(間接支持構造物を含む)。
*2: 設置許可基準規則第三十八条の対象となる常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く)。

- ・ シームS-11は、弱風化部で後期更新世以降の活動がないcf-3断層によって切断されており(「3.3.2(2)」参照)、それより深部では少なくとも活動はないと判断される。シームS-11が分布する範囲のうち、風化部より深部を「シームS-11がcf-3断層に切断され後期更新世以降の活動のない範囲(新鮮部中にシームS-11が認められる範囲)」として図示した。
- ・ 本範囲の作成方法は、シームS-11層準(FT5-3)の等高線と風化部下限が交差する位置をボーリングデータにより3次元的に検討し、交差する位置以深のシームS-11の分布を示したものである。

図 シームS-11がcf-3断層に切断され後期更新世以降の活動のない範囲の平面図

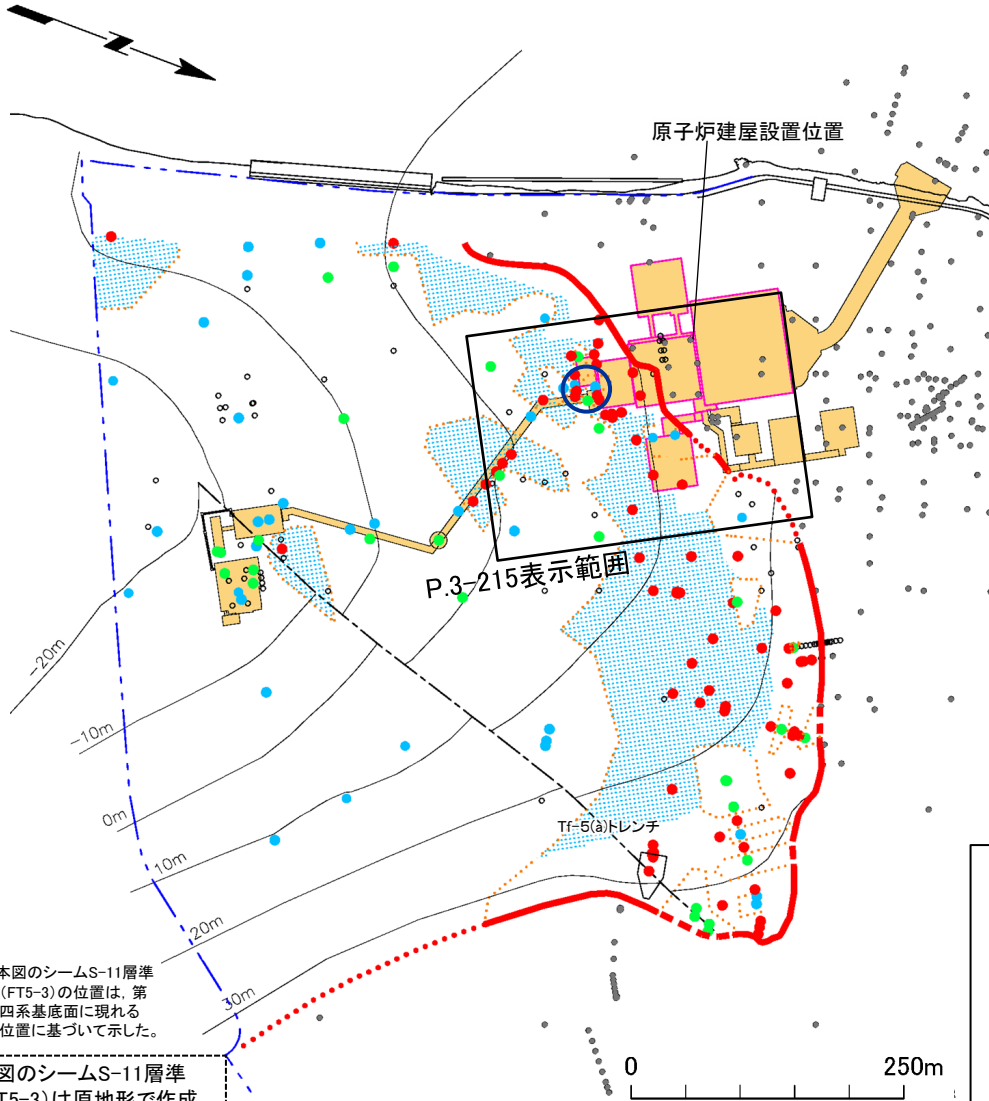
3.3.4 重要施設の基礎地盤に分布するシームS-11の評価(2/58)

(1) 重要施設の基礎地盤に分布するシームS-11と風化部との地質観察に基づく位置関係(1/29)

正 後期更新世以降の活動のない範囲

第1043回審査会合
資料1-1-1 P.3-208 修正

凡例



- ①シームS-11有り
- ②シームS-11なし(細粒凝灰岩有り)
- ③シームS-11なし(細粒凝灰岩なし)
- シームS-11層準(FT5-3)まで到達しない
またはシームの存在が不明な孔
- 侵食によりシームS-11層準(FT5-3)が分布しない孔
- -20m シームS-11層準(FT5-3)の等高線
- シームS-11層準(FT5-3)が第四系基底面に現れる位置
(実線:①シーム有り, 破線:②細粒凝灰岩有り, 点線:③細粒凝灰岩なし)
- コンターがcf-3断層によって不連続となる位置
- シームS-11がcf-3断層に切断され後期更新世以降の活動のない範囲
(新鮮部中にシームS-11が認められる範囲)
- シームS-11が分布する範囲
- 耐震重要施設*1
- 常設重大事故等対処施設*2
- 敷地境界

*1: 設置許可基準規則第三条の対象となる耐震重要施設(間接支持構造物を含む)。
*2: 設置許可基準規則第三十八条の対象となる常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く)。

- ・ シームS-11は、弱風化部で後期更新世以降の活動がないcf-3断層によって切断されており(「3.3.2(2)」参照)、それより深部では少なくとも活動はないと判断される。シームS-11が分布する範囲のうち、風化部より深部を「シームS-11がcf-3断層に切断され後期更新世以降の活動のない範囲(新鮮部中にシームS-11が認められる範囲)」として図示した。
- ・ 本範囲の作成方法は、シームS-11層準(FT5-3)の等高線と風化部下限が交差する位置をボーリングデータにより3次元的に検討し、交差する位置以深のシームS-11の分布を示したものである。

注) 本図のシームS-11層準(FT5-3)の位置は、第四系基底面に現れる位置に基づいて示した。

本図のシームS-11層準(FT5-3)は原地形で作成。

図 シームS-11がcf-3断層に切断され後期更新世以降の活動のない範囲の平面図

3.3.4 重要施設の基礎地盤に分布するシームS-11の評価(3/58)

(1) 重要施設の基礎地盤に分布するシームS-11と風化部との地質観察に基づく位置関係(2/29)

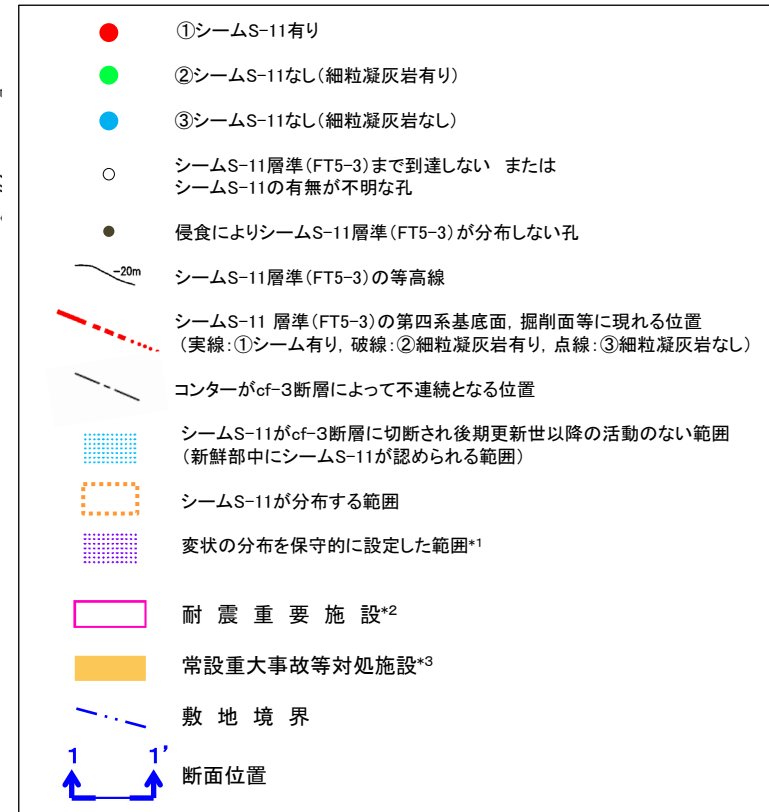
○:誤りの箇所



誤 cf-3断層に切断された箇所以深のシームS-11の連続性(1/5):位置図

第1043回審査会合
資料1-1-1 P.3-209 加筆

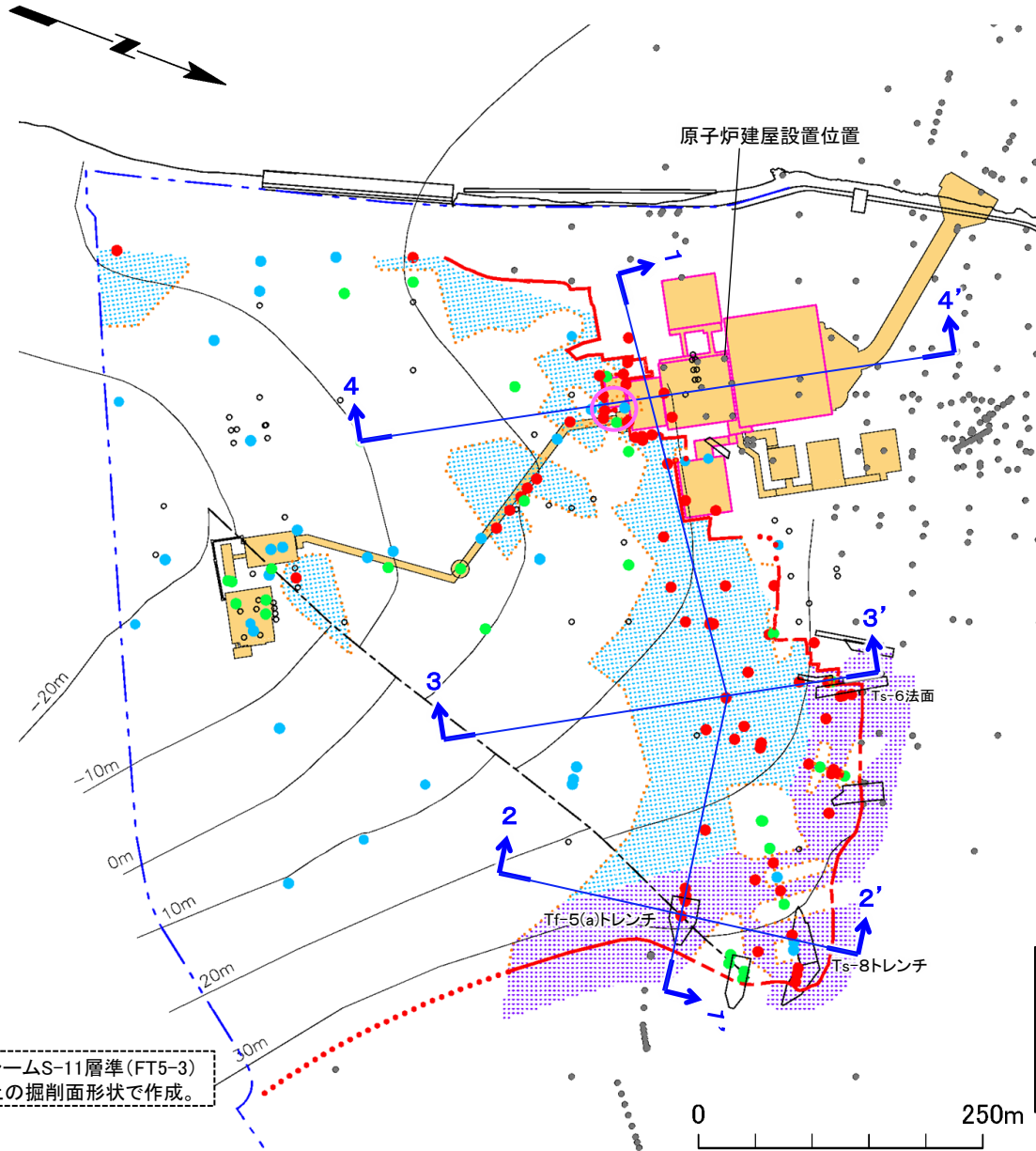
凡例



*1: 変状の分布を保守的に設定した範囲の設定の考え方については、P.3-166参照。
*2: 設置許可基準規則第三条の対象となる耐震重要施設(間接支持構造物を含む)。
*3: 設置許可基準規則第三十八条の対象となる常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く)。

cf-3断層に切断された箇所以深のシームS-11の連続性について、cf-3断層に切断された箇所(Tf-5(a)トレンチ)からその西方の重要な安全機能を有する施設を通る地質断面及びこれと交差する地質断面に基づいて検討した。

本図のシームS-11層準(FT5-3)は設計上の掘削面形状で作成。



3.3.4 重要施設の基礎地盤に分布するシームS-11の評価(3/58)

(1) 重要施設の基礎地盤に分布するシームS-11と風化部との地質観察に基づく位置関係(2/29)

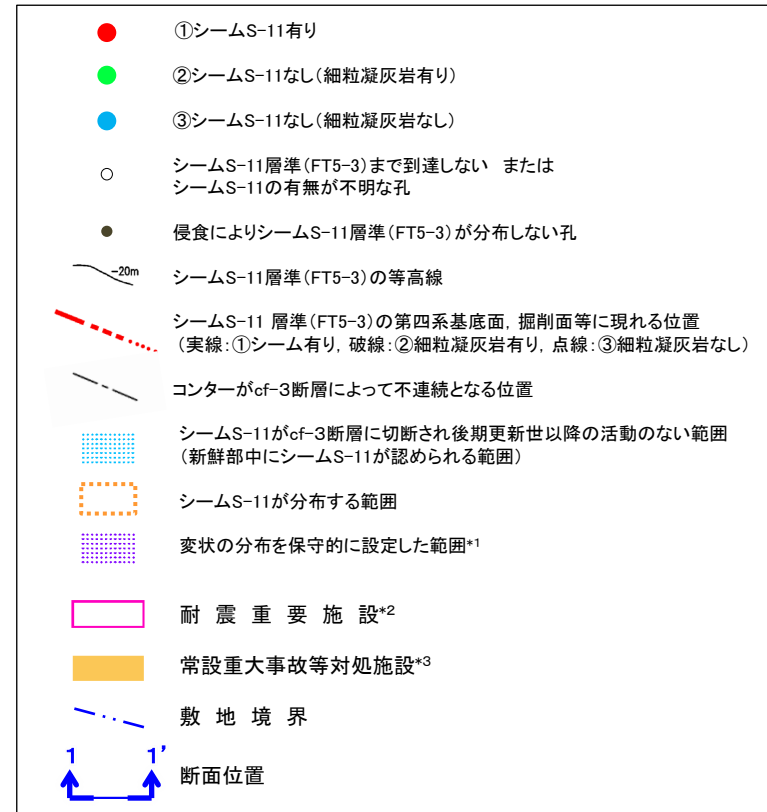
○ : 正しく修正した箇所



正 cf-3断層に切断された箇所以深のシームS-11の連続性(1/5): 位置図

第1043回審査会合
資料1-1-1 P.3-209 修正

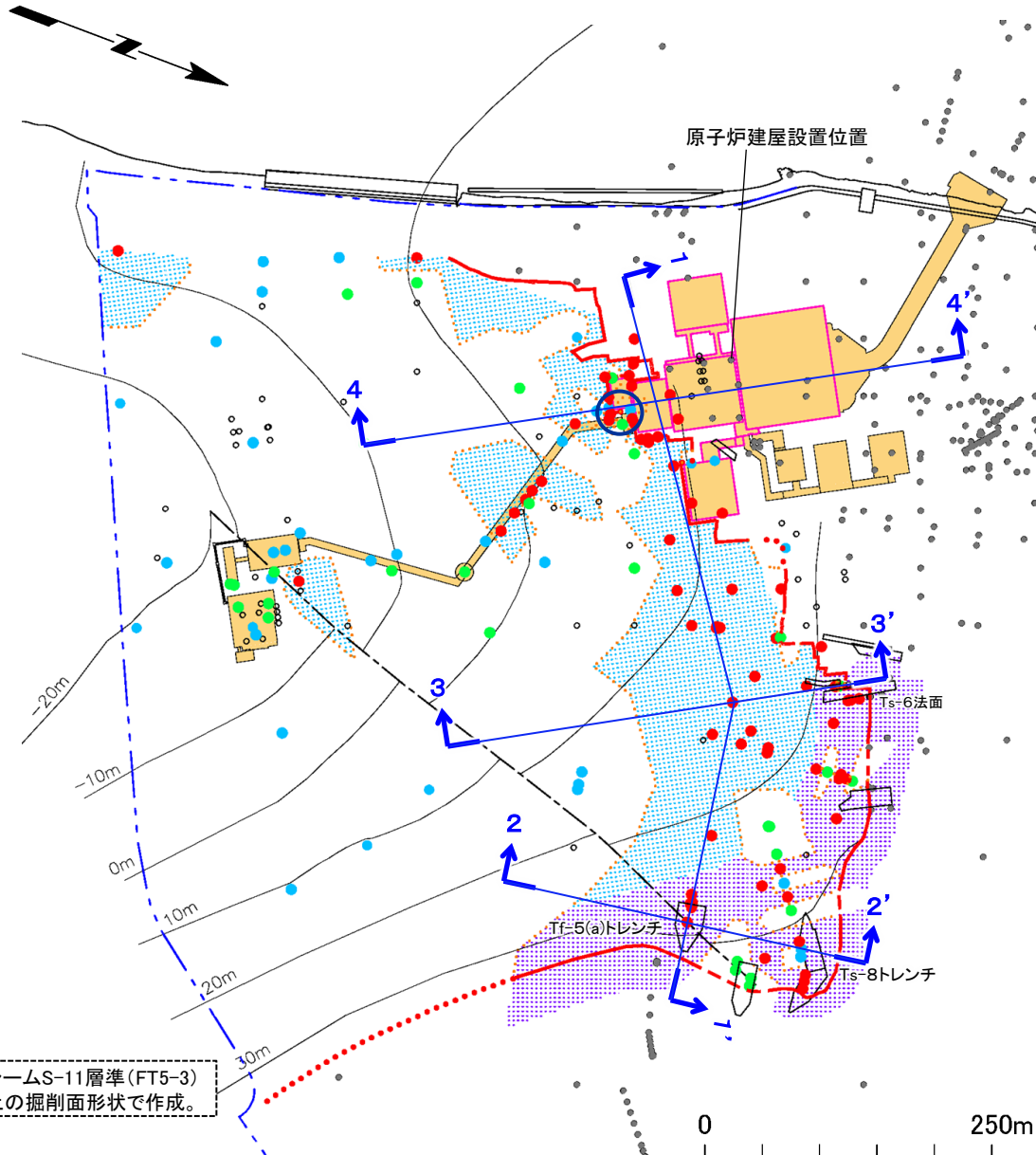
凡例



*1: 変状の分布を保守的に設定した範囲の設定の考え方については、P.3-166参照。
*2: 設置許可基準規則第三条の対象となる耐震重要施設(間接支持構造物を含む)。
*3: 設置許可基準規則第三十八条の対象となる常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く)。

cf-3断層に切断された箇所以深のシームS-11の連続性について、cf-3断層に切断された箇所(Tf-5(a)トレンチ)からその西方の重要な安全機能を有する施設を通る地質断面及びこれと交差する地質断面に基づいて検討した。

本図のシームS-11層準(FT5-3)は設計上の掘削面形状で作成。



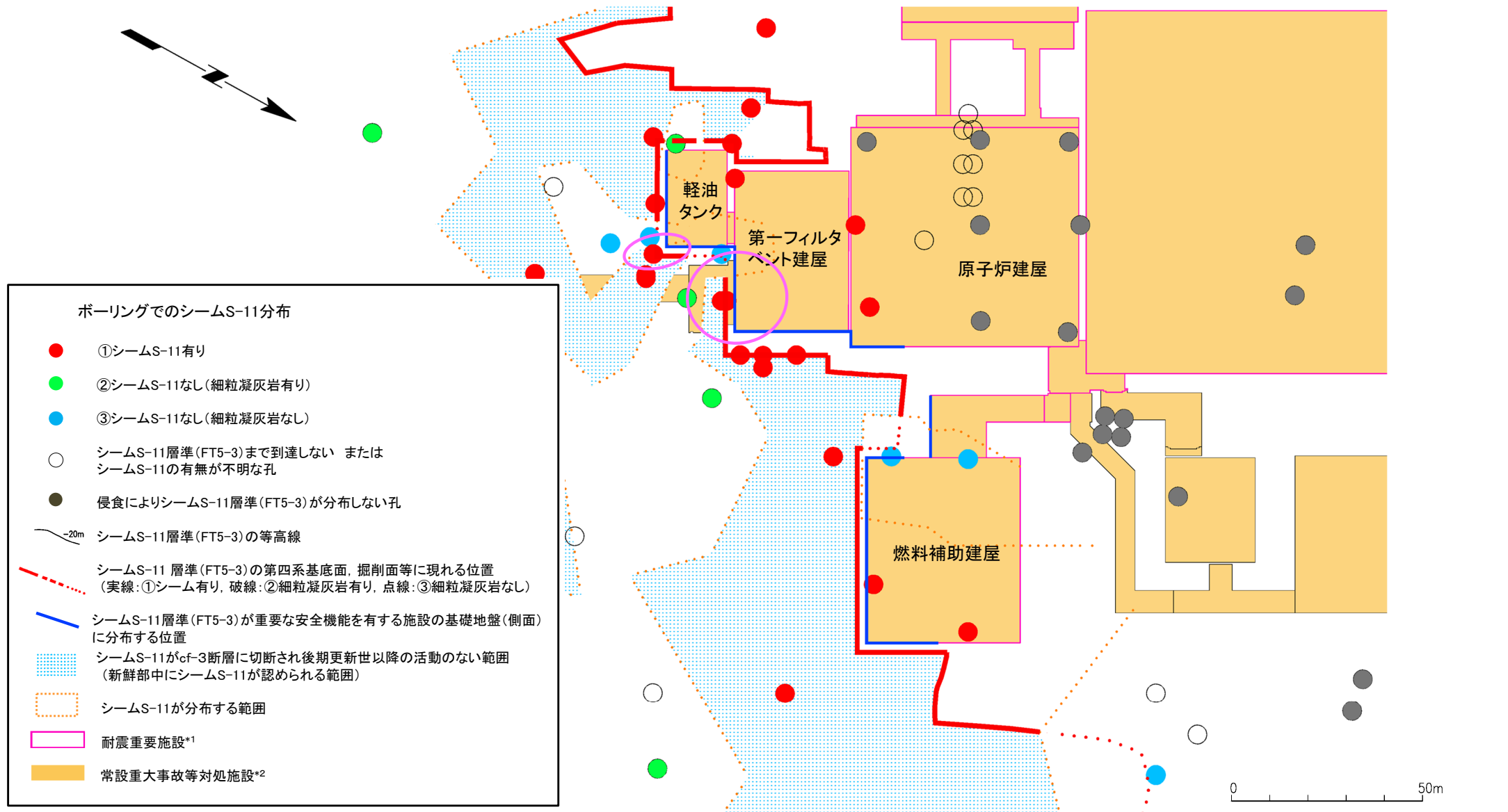
3.3.4 重要施設の基礎地盤に分布するシームS-11の評価(8/58)

(1) 重要施設の基礎地盤に分布するシームS-11と風化部との地質観察に基づく位置関係(7/29)



誤 後期更新世以降の活動のない範囲と重要施設との位置関係

第1043回審査会合
資料1-1-1 P.3-215 加筆



*1: 設置許可基準規則第三条の対象となる耐震重要施設(間接支持構造物を含む)。
*2: 設置許可基準規則第三十八条の対象となる常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く)。

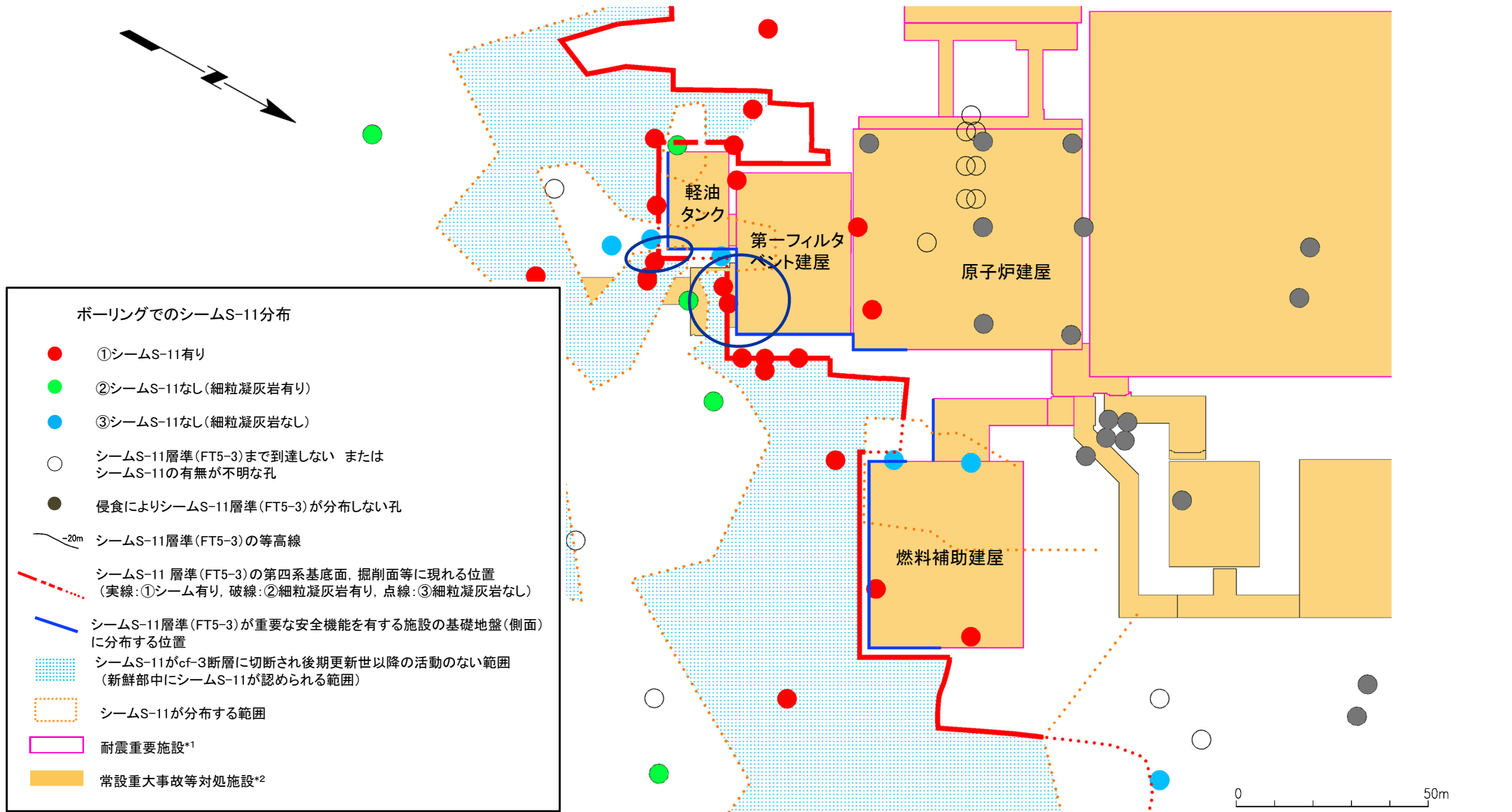
重要な安全機能を有する施設の基礎地盤(側面)には、シームS-11がcf-3断層に切断され後期更新世以降の活動のない範囲が連続する。

3.3.4 重要施設の基礎地盤に分布するシームS-11の評価(8/58)

(1) 重要施設の基礎地盤に分布するシームS-11と風化部との地質観察に基づく位置関係(7/29)

正 後期更新世以降の活動のない範囲と重要施設との位置関係

第1043回審査会合
資料1-1-1 P.3-215 修正



*1: 設置許可基準規則第三条の対象となる耐震重要施設(間接支持構造物を含む)。
*2: 設置許可基準規則第三十八条の対象となる常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く)。

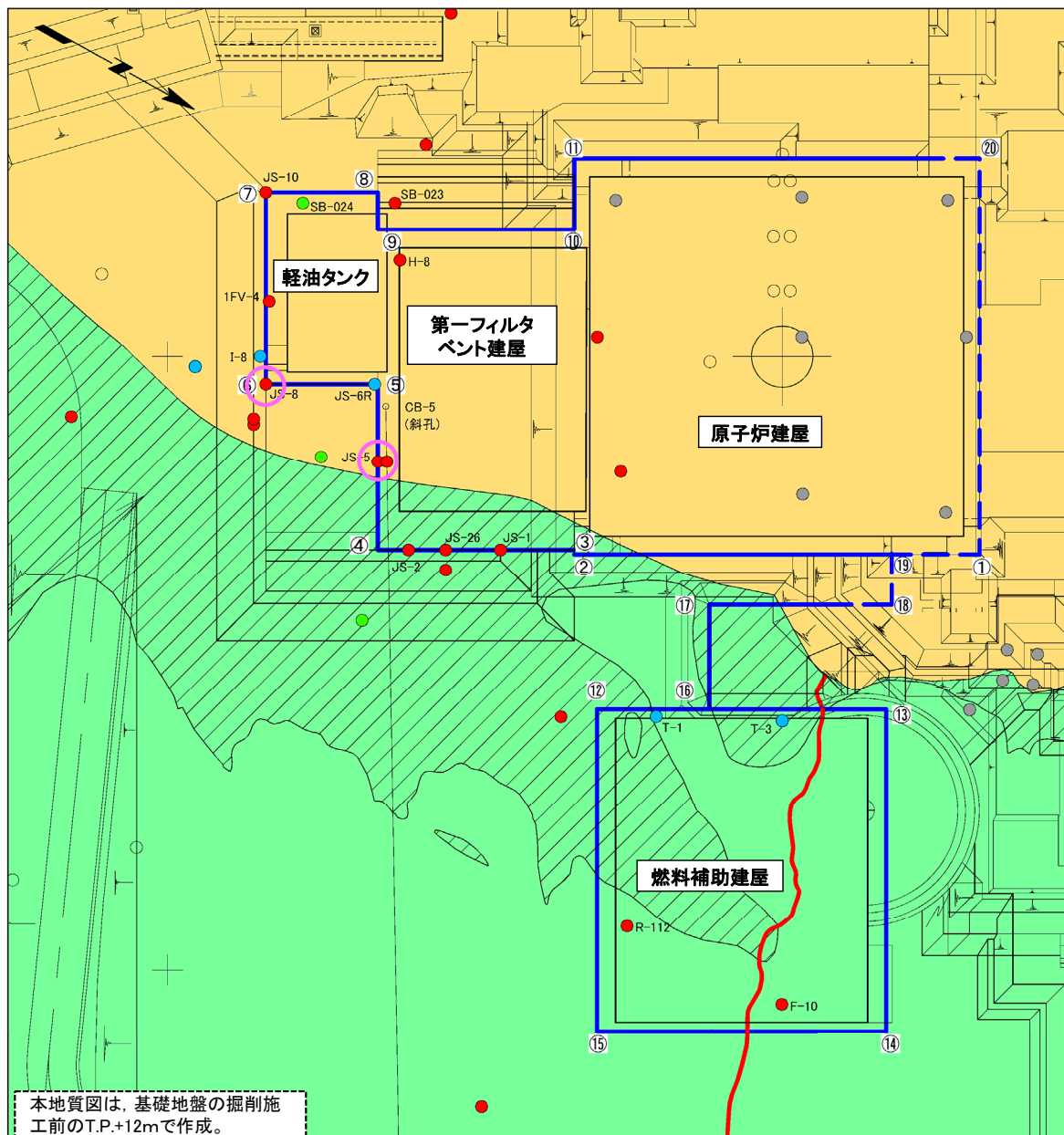
重要な安全機能を有する施設の基礎地盤(側面)には、シームS-11がcf-3断層に切断され後期更新世以降の活動のない範囲が連続する。



誤 シームS-11と風化部の平面分布

第1043回審査会合
資料1-1-1 P.3-218 加筆

凡 例



●	①シームS-11有り						
●	②シームS-11なし(細粒凝灰岩有り)						
●	③シームS-11なし(細粒凝灰岩なし)						
○	シームS-11層準(FT5-3)まで到達しない または シームS-11の有無が不明な孔						
●	侵食によりシームS-11層準(FT5-3)が 分布しない孔						
第四紀	 ローム層, 段丘堆積物						
新第三紀	<table border="0"> <tr> <td>中世</td> <td> <table border="0"> <tr> <td>易上部層</td> <td> 淡灰色火山礫凝灰岩</td> </tr> <tr> <td>新世</td> <td> 風化部</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	中世	<table border="0"> <tr> <td>易上部層</td> <td> 淡灰色火山礫凝灰岩</td> </tr> <tr> <td>新世</td> <td> 風化部</td> </tr> </table>	易上部層	 淡灰色火山礫凝灰岩	新世	 風化部
中世	<table border="0"> <tr> <td>易上部層</td> <td> 淡灰色火山礫凝灰岩</td> </tr> <tr> <td>新世</td> <td> 風化部</td> </tr> </table>	易上部層	 淡灰色火山礫凝灰岩	新世	 風化部		
易上部層	 淡灰色火山礫凝灰岩						
新世	 風化部						
—	地質境界						
—	シームS-11						
—	側壁地質図表示位置 (破線は重要な安全機能を有する施設の 側壁の岩盤が掘削除去される区間)						
①	交点						

注1) 原子炉建屋付近では、シームS-11は第四紀層より下位に位置する。
注2) ボーリング孔名は、側壁地質図で示したボーリング孔のみ表記。

- 重要な安全機能を有する施設の基礎地盤の掘削施工前の地質平面図(T.P.+12m)では、淡灰色火山礫凝灰岩の一部に風化部が確認される。
- シームS-11は、淡灰色火山礫凝灰岩の新鮮部及び風化部に分布する。

本地質図は、基礎地盤の掘削施工前のT.P.+12mで作成。

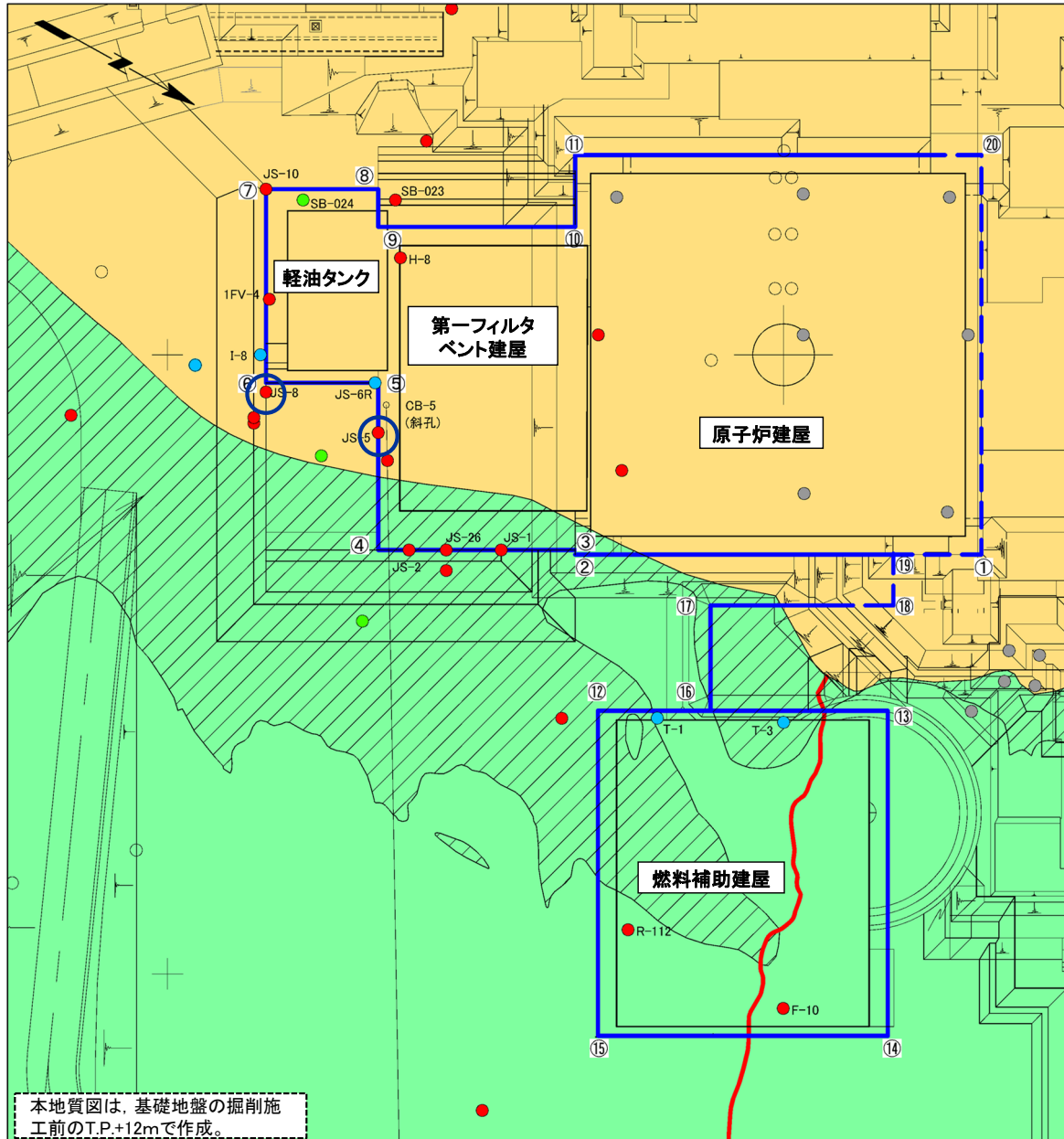




正 シームS-11と風化部の平面分布

第1043回審査会合
資料1-1-1 P.3-218 修正

凡 例



本地質図は、基礎地盤の掘削施工前のT.P.+12mで作成。

●	①シームS-11有り
●	②シームS-11なし(細粒凝灰岩有り)
●	③シームS-11なし(細粒凝灰岩なし)
○	シームS-11層準(FT5-3)まで到達しない または シームS-11の有無が不明な孔
●	侵食によりシームS-11層準(FT5-3)が 分布しない孔
第四紀	ローム層, 段丘堆積物
新第三紀	淡灰色火山礫凝灰岩
風化部	風化部
—	地質境界
—	シーム S-11
—	側壁地質図表示位置 (破線は重要な安全機能を有する施設の 側壁の岩盤が掘削除去される区間)
①	交点

注1) 原子炉建屋付近では、シームS-11は第四紀層より下位に位置する。
注2) ボーリング孔名は、側壁地質図で示したボーリング孔のみ表記。

- 重要な安全機能を有する施設の基礎地盤の掘削施工前の地質平面図(T.P.+12m)では、淡灰色火山礫凝灰岩の一部に風化部が確認される。
- シームS-11は、淡灰色火山礫凝灰岩の新鮮部及び風化部に分布する。

3.3.4 重要施設の基礎地盤に分布するシームS-11の評価(12/58)

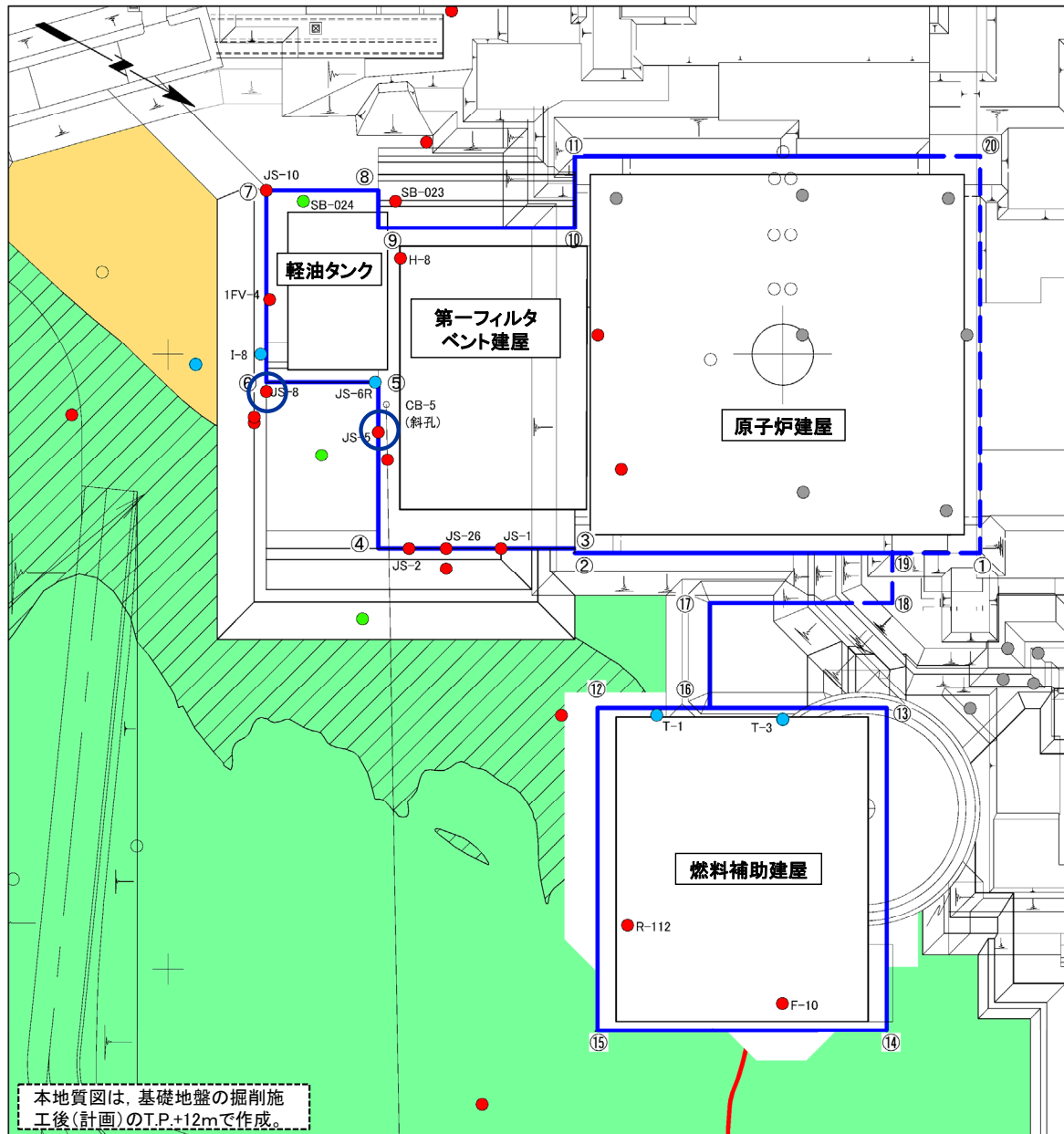
(1) 重要施設の基礎地盤に分布するシームS-11と風化部との地質観察に基づく位置関係(11/29) ○ : 正しく修正した箇所



正 シームS-11と風化部の平面分布(基礎掘削後)

第1043回審査会合
資料1-1-1 P.3-219 修正

凡 例



本地質図は、基礎地盤の掘削施工後(計画)のT.P.+12mで作成。

- ①シームS-11有り
- ②シームS-11なし(細粒凝灰岩有り)
- ③シームS-11なし(細粒凝灰岩なし)
- シームS-11層準(FT5-3)まで到達しないまたは シームS-11の有無が不明な孔
- 侵食によりシームS-11層準(FT5-3)が分布しない孔

第四紀 {

- ローム層, 段丘堆積物

新第三紀 {

- 中新世 {
- 易国間層 {
- 淡灰色火山礫凝灰岩
- 風化部

- 地質境界
- シームS-11
- 側壁地質図表示位置 (破線は重要な安全機能を有する施設の側壁の岩盤が掘削除去される区間)
- ① 交点

注) ボーリング孔名は、側壁地質図で示したボーリング孔のみ表記。

重要な安全機能を有する施設の基礎地盤の掘削施工後の地質平面図(T.P.+12m)では、重要な安全機能を有する施設の東側でシームS-11は淡灰色火山礫凝灰岩の新鮮部に分布することが確認される。